6表

蕙絲子

六

帝國圖書館藏
24440
帝國圖書館藏書之印

孫子うらら　巻之六

河合宗臣輯録

臨臺雑話

一　足利一統の後幕下の人物なる細川頼之ところを世人管領と称し位色を君の進命をうけ幼主を輔け上を掌し下を治むるをもつて老成の物といつべし然るに小姓を用て君威を強むる事を知らず省て陳元冠邦の多くびさきをバ義海昏弱の君よりあつびを輔佐よろしうぶいを作る英さをなるべき人をかしをけ驕奢を極め僭逆を肆にするに至る故之をいつべしを罪を道べうびをなるをいつるを人称するを足利家の名門右族いつるも殆危將軍よりあつざるハなし応仁文明の比京都ハ細川名山堂を多ち謙倉ハ足利義雄と兄弟日夜合鄭して虚しきなしあつのをなつびを君臣を害し親族を殺しその毒蛇蝎の如くを暴虎狼のごとし天下ハ人倫の道絶たるを唯日月地ハ隙なざるをてをどいつるを古今乱世の極といつべし危しきを李唐の季五代の初ハ恒ういつるを唐書と

読作りしを信宗昭宗の時ハ迫てを況君上の廢立多くハ人臣のなる者ハ楊復恭が昭宗を已ぐたてるとそ負心門生を天子といつびしをこを古今になきをなきとあるを事ハおのしうしをを後我朝武代の歴史を新系の皇人儲代の家人ハ皆くやうやうなるといつびし事あるを見てさても乱世の風俗うつることやをよく似たる事ハと思ハ応仁の後足利家の代を称する近百年の名を名將武士寒門微賤の輩ハ徒ハ行つざをを貴富黠者を頼こ中く賢愚倨矢を論じるを及バび但謙倉の上移の時を西遊灌こを名將の業を行しを為ハ上移氏山内扇谷堂こうとを山内を宗室とを氏の振後の上移房顕山内の家を結て子孫定を及べう遊灌ハ二文道まつる扇谷の上移定正の家老を太ハ定正を助けて顕定を為庶の業を講し親族の好を結くして扇谷の家を安んドてこを外の輔相をし甲斐を攻るへきを及て謀をひて山内の指を奈ひーこバ為上移不利をうつる初ハ為を無難を為て定正を目ドく限定ぶ

為る勢さきしう為らくハを勢を広し身を保つよう〳〵ざるを仰ぐ志らの〳〵ど
武器をゞ九るのゝまゝのゝび文学を志し俳寄をこのゝてゝる孔世ハ拾ゞゞき
人ゝもゝめべし為いつゝを思ひいでゝ威勢ゝ志る八世ハ仰ゝるゝ時さこゝを余のと
よゝる寄まて行る時寄と世ハゝを道灌敗ハ志ゝゝ時除拾ハよゝんゝとゝ
さハゝを行ゝび墓(ボ)集ゝて道灌自うゝ出集めし軍塩外行ゝを
中ハ拾ゝをのゝゝ〳〵ゝ調書ハ
康正元年のゝ義深の役ハかゝ況と味方を入まゝ三日ゝゝゝていとみゝ
るハなゝぬさゝゝも味方の武威つよくゝてゝゝきゝ條憲定のぬしつゝ自
腹して腹長おのゝだゝくむゝ〳〵なゝうあるハあゝハ行てゝゝみハ死る
と行る時義況のうゝこの拾家のむれゝを敗ハ留行るハ味方ハ中村治部の輔
義原重敗とゝ家の人のゝハ志ゝゝ行ゝ敗ハ拾ゝゝて行ゝしハなん
敗の男ゝゝ聚毛なる弱ハ拾ゝ二ッ引ゝ行ゝる外り(ノボ)敗の紋付ゝるゝ
一拾ゝ志を見なゝゝ〳〵よゝひの毛といゝゝめ一〳〵ゝゝ志ハ一敗ゝゝ

捨をゝるゝ一ハ目の家ハ敗の男つゝゝゝゝらを思ゝて中村ゝゝゝ道ゝ為て敗ハ家
ハてゝゝゝ〳〵ゝん行ゝゝるまいゝゝ仕年ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きゝ地ゝゝゝ敗ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ為ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
すゝゝ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝ

志るべしさきどを貪婪を志ゝ〳〵くさし是世事一変するのことあゝび数を味方と
死しうるといきうるとをもゝいさぎよく優なやさしき事といふべし

一説に文明十八年七月十六日扇谷の上杉定正肯勝まして管領顕定の禅暑を陥
らもと太田入道道灌を招き浴室に入れ討とと定めて三方より火をつけそ灌る四人の
比嘉こし和尚の名ともいふとも入道落付らもなゝくしてらくおそとふ声の下より
いるけさこそ命

一 大田扶雲斎資房のる伯耆守資清田舎にをして武州に住し山内殿定の臣なる屬
し弘治の永享中に家して数年義教をまつる得ひ時に柳営小力をもて客神を刺し
これと物を資清にをそれこれとうく見る者驚嘆ひ資清年の和歌をとゝ〳〵賦ひ
不新荒玖集に所載なる越生に住して自得軒といふ川越にある時の敬宗
祇を招き連歌を催ひ於今號川越千句是也明應二年辛未六月三子所
略をもの是持資といふ持資の人となり穎悟秀徹なり俗に号道灌十
五歳の時父資清謂て持資に曰海ゞ客貌英気如迎玉山映照一古人の云
智恵秀有大偽且智小而謀大不得禍者鮮矣不可不慎ひ比物
以喩海 戸板る直色ハ則ち曲れハ直ひと持資ひ悔て帰を

退き屏風とのち来ていまく曲ときハ直色を直ひるゝ可なるべし
と資清ものかゝしてもむ又資清大書騎者不久之四字別にて云ひ思字
の意いうん杜貨義を回帝くハ四字の側に五字とちんを別年とをつて書
不騎又不人資清大に怒て有とをつてこれとをつて長禄年中に道灌城を
江戸河越岩付に築く道灌平日今古備家の兵書とをを且城堡の築法を
よくひ故に世に太田城築の法と称ひ為て江戸の城より城上間燕の室とをつけて
静勝軒といふ室西窓含士峯千秋雪座辺結小亭以名泊船也摘字於
杜工部の之詩句 杜詩に曰

両箇黄鸝鳴翠柳 一行白鷺上青天
窓含西嶺千秋雪 門泊東吳万里船

武蔵の風煙絶目の景なるあつり道灌扇谷定正の指揮ましまし八列の任大小於
決ひ七ヶ所又和歌の道をも事をもつて歌集と磨玉歌記とをもつて名誉道灌定正
の年京都に至り謁源義政時に尚今の勅使東山殿武蔵守を拝京をとゝ

尋和奇を召て勅を蒙て曰

高屋の宮ゝ方とゆうゆうタ立の空より慶き武蔵野の

千俵又勅使まうて武蔵野の風景をと見る時又和奇とつゞく年出雲

逍遥の年とのべる

我庵を松原つゞき海近く富士の高根を東端まぢかゝる

時も感ぶかうゝ則場を御製作り

武蔵野をかすめやのとと見ゝ一ゝ初の霜や咲らん

文明中又年ゝ為政扇軍ゝ渇ゝ時と隅田川都鳥の事を勅問の

事ども

白髭ど吾まぢ知ゝ為都鳥隅田河原ゝ宿ハ何ぞと

自廿社花裏ゝ尋ぶ近攻城武野を軍切併ゝ戦府小作の城を攻る

ゝ敬ゝ多く味方ハ小勝しゝ色ハ敵人等中とんで大ゝ敗ゝ一ゝ

乃羅曰若ゝ者ゝ多ゝ有ゝ者ゝ多ゝ有ゝ侯ゝ吾今感れゝ御信の白ゝ髭

命ゝと返ゝて別一首とよむ

小作ゝ城ゝ多ゝ勝ゝ利ゝ攻ゝ落ゝ文明十八年扇谷定正の館

十年ゝ返ゝて大ゝ勝ゝ利ゝ攻ゝ落ゝ文明十八年扇谷定正の館

ゝて年ゝ基ゝ私五十五年ゝ資ゝ康山内那須の麓下ゝ領切ゝ多ゝし

永正十年九月相州三浦ゝ於ゝ戦ゝ死ゝ資ゝ高ゝ嫡ゝ子ゝ資ゝ高ゝ少ゝ年ゝ氏綱ゝ婚ゝ姻ゝ

沼ゝ戦ゝ氏綱の館ゝ至ゝ資ゝ高ゝ花園ゝ接ゝ待ゝ花下の二字ゝ摘ゝ出ゝ

和奇の命ゝ俊ゝ資ゝ高ゝ則ゝ秀ゝ保ゝ一ゝ首ゝ

見ゝ物ゝして帰ゝ申ゝ せん義の下ゝ浮ゝ世ゝ雲ゝ風ゝ ゝ

弱冠ゝ攻ゝ戦ゝ功ゝ名ゝ人ゝ名ゝ知ゝ ゝ天ゝ正ゝ十ゝ六ゝ年ゝ七ゝ月ゝ辛ゝ

永禄五年ゝ将軍ゝ義ゝ輝ゝ細ゝ川ゝ晴ゝ元ゝ両ゝ名ゝ兼ゝ禎ゝ豫ゝ

ゝ仰ゝて和ゝ解ゝ せゝ ゝ晴ゝ元ゝ晴ゝ元ゝ ゝ ゝ

永禄八年松永久秀の軍義輝公を弑し奉る時の事

木野浦より船に乗り摂津国に渡りし時義昭の御一絶の客舟の秋情を述べる

落日曉江湖暗結愁　孤舟一夜思悠々

天公亦慰吾生否　月白茅屋淺水秋

孝

為季と水和尚を吟じて旅愁をのべる

客辺なきを友とするぬるぞ汐なるる海の上　ふるさとをこそ思ひ

一　信達政宗を人とする謀略絶倫なりしを聞て和尚もよろこび政宗山路の雪をきけば　松風の音

山路八雪をさなぎら海よ似て　路のときけば

又山路の雪と詠じ

ゆ〳〵しき　九折なる道たつて　雪よ　勝の夢き　山里

応永六年の事に大内義持公逝悼の使者に為

武士の道こそあるべき義持公の道さへ事ぞ　法の　花房

朽果ぬ名ぞ〳〵ことなれ言葉を深て書やる

政宗の子氏宗を持宗と成宗政宗文明十五年入洛の時の名筆ハ

政宗の時今道の巔まで洛中を顧み和尚を詠じ

如何なる名山を　誰とちゝ引きとのみ思ふ神の

成宗五代の後苗を輝宗と称し輝宗の長男を政宗と称し壬寅年那

ぬきんで

一　天文の比ちとよ織田備後守一族長五郎と不和なりて爭戦に及ぶと備後守

ゞ家老平手中務と云し者一族の不和なる八敵を利益を図るものとして和睦の

為を謀る事そのひゝ〳〵ば長五郎ゞ家老坂井河原なと云者のごとく中務

ちこびの多を見て長文のもしは貴之ゞ神ひちての奇と書付るとゞ

親族のちなみを神ひちて結ひ一族を別むのよしきものの不和なる八是こは

ものて今又和睦してもとゝうつるを喜ぶものの見やとくらんとの也ゞ

る事よりなつてもちろんく思ひなかく云ふさへたりて海よさけき武文

のハとと和らけめゝんとあ見え作る中務の心ごとと思ひうるあるとて八翁鳩巣

をいとまなくしてとしのくれぬれば春秋の世は列國の士
ちなみ宴會の時は必三百篇の詩を歌てまつりごとの志を
絶て魏晉よりこのかた唯こがうの詩を賦するをもはらとし
なることをなげかずしてあれ大和魂をさまたげんことを
はかりてとのゝたまはるなるべし必ずしも自ずからよまず
ふるまひて作りべし公卿殿上の人は行幸の時曉まなる程まで親王のかたはらに
あれば後頼など一首添てまゐらしまゐらせ女房の毎中まで殿のまうのまゝ
きまとに折ふしなるべきかくしくよみうるまでまうくるはいとかたく
されど是をほとゝぎすの音をとゝ親王はしたまふなるを
平家の神もちての音を引ばかりをきゝたまふとそ
をぐらの先輩の心をもとりて所の事を引合たるんハ
是をもとりて今の人ひとしなみに感情ありて少く作る間人の三百篇の詩を歌ひ
しと思かくの如しいとやさしき事なり後は信長をいさめるとて自殺
なりしを作者とおもへるはいとをかしからぬ

きるとしたりとて忠臣義士の不幸を後痛まるゝはなしとて長使英雄淚
滿襟とゝ為とはたゝひるまて社中の人と感ーあへまき

一 右四月廿日の條也

さのみもとて忘れぬと人金一百んなし袋いまやは さんん
是を縁ちし袋まて筆の跡なりとて一詩を百んなし袋はあのもの軀殼の
事に用て今まで忘れと人金一とゝのもの

大業寄況

一 世に三顧書とて諸人の敬ふ木曽義仲の臣右文房光明の作る願書是
利当氏の篠村の八幡へ納めらるし西四の物会の作る願書
合戦の時熱田大明神へ納めらるし武井肥後入道夕尾の作る願書と名を時代の
情徹よりて文章の華麗なるを称ずーて三顧書と称せるなるん光明の願書
を源平盛衰記に云篠村の願文を太平記はおとろ夕尾の熱田の願書を
信長記は是を脱ちなる今是を記ーぬ

大以當社大明神者 累代 聖主農社朝廷 鎮護之靈神也

爲寺國家之永久殊爲鎮夷狄之凶徒嵩迹於東海邊域
安置八劔於社壇然者則當於人王百有七代御宇世及
流漓瑞鳳不至祥麟不出人心不淳姦邪益生四夷擧兵
草昧荒動干戈更不聞有理世安民之政矣信長苟爲
平相國綿々凡庶受生於弓馬家僅繼箕裘之業以來
遠悔先祖無道近憂叙世之極亂再欲興帝都之衰微
治國家擾亂救君堯舜救民塗炭外素懷非他矣而
一日片時不置心於泰山安造次於是顛沛於是于爰
源義元起駿豆間振威於遠三兩國犯近畿遠境破
却神社燒散民屋任雅意不敬叡慮不用武命妖孽
月盛也日茂也葛藟相連而無奈之何者兩葉時不刈
却而用斧柯今既如而猶至於強大守彼多勢及四方餘
此無勢僅不足三千矣以寡對衆恰似螳蜋當車轍同
蚊子咬鉄牛敢而非頼當社神力爭得勝之傳聞日本
武尊亡東夷於蒲原嘉兆如合符筴速誅戮亡徒日
擊之間必矣仰願者水火之両右隨宜施靈驗八劔之鋭
刃斬衆賊之首於立所令滿所願伏奉一矢鏑以准西林
之禍祭蘋蘩之尊者也今此擧義兵全非私用私慾
而爲起王道之衰救民間之危也去鑑莫誤仍願書
如件

永禄三年五月十九日　平信長　敬白

熱田大明神　寶前

一赤松家の士福井小次郎義元京都の人々一ヶ四家の内の左番の時つもり
城中に有しことしは（案ずるに今日の軍は父子の名を敬味をも押隔て
城を入こうとゝ思ひ走り帰りて居るべきハ又城外は打出て寄るべ向ひて福
井小次郎と名乗大は戦て御ほ死ゝ方又城は切ゝ小次郎ゞ名乗を聞て

よ六歳多書給うて手中より母の方へ御のの時分引きて手にて世俗より打死セし歳
有りんて世のよそうの方へ志ばし世世より世のつとめ世ありのつとめ世ありのつとめ世ありの

足利判官と称せり是足利氏の元祖也新田義貞と元祖義重と寺尾の城より
住し給ふ入道して上西と称し四人の子あり長子を新田蔵人義家と号し義
政義基氏朝氏義貞とお続し大館城の元祖と
二男は山名修理亮義範と元山名の元祖と三男は里見左衛門義俊と里見
田中の元祖也四男を徳川四郎義季と号して　御家象徳川　世良田松平の御
元祖し義季の後胤を御祖元親季と云ふ有親也は御源家
の持氏と管領上杉禅秀と合戦ありしゆゑ新田の一族は殊多く滅亡し持氏は援
を京都より上杉軍義持命を下して殺害し給ふ滅亡し親季子
なる有親を頼り奥州へ逃れ上列世良田を避て相模国沢潟光寺へ入り剃髪し時宗に
形の僧となり名を弟阿弥と名乗り親季を山道へ隠し有親を長阿弥と号し
其子親氏は徳阿弥と号し上洛して海道へ出て有親病死して葬し
親氏東国へ流浪して甚艱難し参河の国酒井の郷へ来て郷人に乞食して
と知て憐て食一椀呉る時に一男を生む徳を命て厳親と云ふ酒井氏と称し

永く徳川家の家臣となる子孫太郎左衛門の茶親と世々仕へ
年を経て後に月日は年代法名は樹院俊山徳巌居士と号す
遊行記に云く有親公を徳阿弥と名乗せられ三人を随遂し給ふ
なるべし参河の大浜村時宗の称名寺に移らせられ数日滞り札化益せさせ給ふ
称名寺は住持其阿弥を函嶺の連寄の連寄と称し同寺松平村を移し給ふ酒井雅楽助西
の新式始り世に連寄と称し同寺松平村を移し給ふ酒井雅楽助西
家は連寄の一人なりしと或は上人を伴ひ連寄の命を保ひべきの名を
びしに八千日即千松平酒井の西家に成る中は連寄を連なる親氏を所
長阿弥公勧させられ初西家を喝食松平を服の容貌を熟と
氏人を召の人は姫氏我名の両人を西の面性し寄食うしさしも
と続べき男子なし上人の長阿弥殿と所還俗と所許し松平を殿と成る我
寄西家を与へ給ふ阿弥殿は我名の両家の称式をお続せられ名のを頼りは
セ一ヶ年と上人悦び斜りしに即チ不審を感じ二人梅長阿弥を所還俗を許

さまらを泊井、きさ九雅楽助親氏と名乗りしと設させらを徳大寺家親
と名乗らせらる（後ち宗家と云ふ）　是当時の泊井雅楽助の家祖也　桜井殿
村人家臣の方、きさを後ち大夫殿の尉　泰親と名乗らせられ二人御おさ
を作若丸と称し太郎殿の家を継せらを御次男作松君を後ち信光公と称
しまさを是御子　御当家の御先祖なを信光公の御子　親忠公を御子長
親公を御子信忠公を御子清康公甚御子　家康公
也　梅又徳阿弥公なを、国国大浪村ち尾張を　永享十二年を
御住居ぬ一の法ありとなし
御書家教今の参河記ち徳阿弥公と称しまをる親氏公の御事と記せり是誤を又
太平記十の巻ち世良田氏と名のりを御子方ち御事家卒去なして夫ち松平氏
を御ち妻合の御事有て一子御出生有て後ち御子親氏と名乗らを是誤し
為ち入せらを徳阿弥公御還俗有て松平太郎左衛門尉親氏と名乗らを是誤し
一　或時清康君雅楽を催して諸人を慰めらを清康君ち八源の氏ち御在し御一族
を庭上ち異と敷て各を配の位置ありいまを参会の席の定ある時為会加に使来て
を故を知べして信定の在席ち在ありと信定を知べして使とを一何者ぞ無

礼也速ち去へしと申さる為会を参て申ち八幡と公の在席ち為ぞ誤を
ぬ在席ち人なを也ぞ俄初ち在りしち御使を参て参るうちさるべしと申ぬを
言のいまぞ為らざるち使又来つて速ち去べし去ぞんバ引のくべしと為会
大ち怒て梅と頻りなる使し我初ちのくまじきと告さるち新く急迫ち貴
らをてを為ちなを也今主人ち御在し侍ぬまを元泊して人と舞を来の
を弁ち我一人立さらバ後の新のさびしてを人何とを云べき我又何の面目有て人前
ち出べきぞ御のくまじきと告一切て法ち在を去ざりしを雅楽助ち
為て各也城しを謝せり為会を定の罪ち為んかと人を是ぶり
清康君御ち八泊等八信光君ち御末数代忠義を代代の也た我微少の身な
也ぞ為禄を与へ代代の士数十人在とを和明ち恩義あれ
為代一人ち八易ち御きぞ泊ち為ぬき為代の士数を為ぬきぞいかぞを
ぬらぬ（御清康君ち十五歳）　身の後の領地の主なきを志を天ち知べきを泊ち為
故しと快げを宣て一言と為会ゲ乗ち為ぬき老臣たの中ち八信定の

時宜なきこと、家令の安乳を惜く戒め給へーといふ法蔵君の作は凡ソ事の
是と非との本を探って論じべし我は忠有士なれ信定のおとなーくハ情をも
けなるべきを人和をもて和と為べしらるハ信定の論じ為令が云れる非べし
為令が手時の威勢を知れて立さるべ吾必ス打捨るーて臨病者と敬言んと
君は一井為令が去さるを士を人捨ひ為令が富乳を貴ぶべき事
なりとて禄を加つゝ賞せらる

一 天文廿辛亥年島居伊賀守忠吉年五十六歳元忠十二歳と称へ駿府
より至て神君に仕ふ時に居伊賀守の幼少の時なり 神君怒て渠と戯遊し給ひ
百舌鳥を奪はせ給ひ居て元忠をもしかくの如く手柔なる居べーと教る
如き手柔へる体 時者は應ぜ元忠と縁の手を突隙ーなるかの忠吉を
手城乱牙の臣齢七旬まこゝに 君と甚く慕ひ祖父と称せら
如き斯の如く元忠を突隙ーの君を重臣と称んと忠吉が曰く幾臣齢傾
き且ッ補佐の功を以て 君竜ヶ城元庸の 君たゞ忠吉を元忠を

一 酌じて忠吉を制ーなるべきを聊を悔りなかるる洞達寛大英雄の器行者
時勢擾乱し豪傑並起る智士功を計り謀略地を割の秋し各小事と
以て諸侯を中なる色唯度量廣く創業の後かん事を欲し給ふ
なるを輔佐の臣一と云べーとそう忠吉智まして忠行う実を伝といふべし

一 三列右吉汁濃の郷を城主を一番陣とこのむ所を云を陣と令せ
行て二番陣ハいやなりとて陣を小者を陣ー大左刀と指てを切の方
を河井左馬之介者鉄砲を以て向ひ切るを求し亟くなるを左刀のそぐく
まて鉄砲のすぐと切る河令さらをながら前りを城屋ヶ亀の甲の如を
打ぬきて求を亟討ぬを手後せり令河て河井引取ぬを敵をとゝて河の
手負を討留よりを中の切ハ河令少て八幡大菩薩は得ちんばまて負を
切ぬと云て引る時刻を碑易ーて打留切ぬ手後河令は傷と云者
人を中の中鉄砲の上をまて云を切の功有を天国御十郎をを河令鉄砲まて打
敵中に中梅城屋を之亟老母有を亟討死仕て家来元帰ゆ

つ弟と思おもふ事を申すと雖ども聞入給はず討死すべきと申ゆへ、ハてん寺
勿論し其時の首尾をいうづと雖ども人山とゆつきける由討死なさしめ給へ
いのハてんこを少ゝとせ一年よりそ四月入てたあんすし前後を奔ぜ勢き
なるとゆや婦人とゝ雖ども武士の家に生もさるる志を詞を以て諫ける事し
一 神君の仰に人ハ唯諸々の職を守をバ他人とも敵ぬべきを奇ぐる人を
其を亡一家をたゞし平家を平家ぐ亡一族会を一族会ごほろぼせ一ぱし
家の長久を唯是を守るあり事よ

仏も神うと人をめうぶべし弟となどゆうさ和てきてなん

一 四じく作る武家は武道のうゆるを人身の死豚と言べし古言に

多田振 神をたうよまし〳〵て出入る事を所を門宮

一 水野和歌守信元尾州小河三州刈屋二ツの城を奪て東三河の西人とお勢ぶ石ケ
瀬の合戦を南方 徳川家 の先陣戸田を撃破忠俊が戦ひ利なうしを撃のある

石ヶ瀬や小川の水のあるをば 戸田の三蔵のとくとさうゝび

とよみて為義ぶ二陣の勝為うゝ為事ゆとゆ忠俊ぐ仰理を光忠伊豫元典
花と戸田毋後小栗治定等を高をを幾ぶ歌数を歩を

石ヶ瀬や小川の水の多をを稲初うよハ及ハさりうう

一 と思ふ事をれを書て敵陣の前まをてをてるる
長久の軍は水野忠重の嫡子勝成を眼を為て男を為ぶ浮為ゝうるを笑をて
海ヶ胃を尿を盗をるかと置らをしかぐ笑なぐら勝の親部と志をん為て首
を為う書首を歌を為ゝう二の中よゝ云作を馬引為て歩を法師とうて
強為ぶ忠重ゆをハいうをとて太田重助と云士を一て追をきゝを耳をを少人を
ぶ又水野孝為地を為う引為んとをるを勝成うゝと睨んで為の上の佛を少も入
為し兵今大軍の中を強人功名せん時為を為ハとて引為ぶ極め有と云為て為ぶの
将白は細後守が陣を突て為う胃首を為うて死為る時の一番首也勝成元和荒
為を人を為をとゝぶ忠重の心を遠ひ虚伝作を為て為を為て成為作行ぶ坂
を忠重死ゝと 東照宮勝成を三州刈屋を為う日白を為ゝ称して大坂の陣大和口の元

陳として大功あり人し勝成十万石を賜ハりて後孫士より下り身を早くして
士を聘をなきものの也自名とかり從者とぬり西より程をあいてこを世よくつる
なをしされハ大るものの何を分と捨て忠義をいとの事でかー海者吾とそ親と思ハれ
吾海をとるとと思ハんと者〳〵言をいりう年老て病死をおるの時ハ行歩叶ハで蒲団
より出りて士よりをいりをうとう或時の病る野に者勝成を仕へし士を見かけいうなの
うーやけ方うて禄三百石ーを立去て聘をおるて千石の禄と多今又爰を来らをし
をいうと問を彼ノ士ハの通り禄を聘をおるて場のへとと殿の下と言ハり知るまして
なしのの事禄ハ梅雨く哨乞て帰ぬ中ぬ中ぬと中せは勝成大を驚ハおるを海ら
事思ひ生せーと則禄と場をくらをとうを後勝成隠居して又言語の時かの士
の家の民ををんていうを居と言ををを家作るのの中ハ有く事有て聘をを去りを
と言ハしハ福の聘ハ若ハ聘をの禄千石と捨て小禄の我家と慕ひて帰りし者
ぬをいうを作別を思ふるやを作別を思ふの風を作せらをとうを言ぬをく云禄ぬを
言を時心ハ行ぬをうて武義の重川根逝流の貴子をうう尺八一本携て虚を作

とをうて日本國を巡り或時を堂塔を和を明し或ハを野をを山をを日を言し拾く
艱難を多ハ人をも誹らをしを一言虚妄を事なく不行の振舞ををりしなをや
今福山十万石を賜りを知れも下の情と知る事を虚言作りしなを
情ひをを士ををひをを梅雨風とをを八公方を日本國を有させを福山を
十万石の身上也梅雨風の下の情を聞きを聞を世を作ハ下の事を知をを
かし思ーてよき士を主君ハの下をとを安堵を事心服せを能金ーの通り
をも為士を八二度を三度を知をを聞して情ぬを作ぬを作ぬを
を作作の政事歌うしきをとて泣色をををを

一

東照宮いををの時の軍をを久世三位命宣旨坂部三千郎慶勝二人ハ見を者ーの戸後部を
言ぬを文ハ久世を事文基要ーくハ八ーかをかをを人の行しを
東照宮坂部を天性の剛の者と久世ハ久世ハ人を者て八生をを
なーとを思ひ定ををるものとをれなを者て勇剛をを思ひを
ををを久世ハ坂部ようを欲通く通を行ぬを坂部を行ぬを示を二人帰りをりをを果て

御用の如くなりぬ

一 新井市場合戦の前夜成瀬義重為信長の使として仕あし勝よりの書さんとせ一
郎さ島兵衛が曰いるよ成瀬義明日信長と一戦為べしとて信長らうと加勢来るり
ゆる時兵を富士一人まてと大切也彼るま今光殿と某私の志根よ仍く
市場さんハ大不忠成へ一明日の戦よ兵を富と弟ひ為る者ゆくして討死せんと
思ふきいるとかりを成瀬まつこと笑ひいしくを宣ふまの成我をたこと
為るくとて和平ひ去彼よ翌日成瀬ハ信長の加勢よ加るり新井よ地向て島兵
を味方ゆ為へ向つ彼るよ家康島兵なるして作ふをまるる島兵地向て
部を見つより兵向て所ふを中上るるよ　家康の心よ遠ひ臆病者と侮せるを島
兵大よ腹をたて主君を怨はし不詮討死と極めるる事なるを出ふ兵てハ
義弟との弱とお為ひて新井へ地向ひ成瀬と一戦よ成る為て軍始りいり乱れ
戦ふうちよ成瀬前とたて為ひる兵ハ島兵とあるじく前を抜て
成瀬を為れをてまよ前をんを合るゆ島兵又敵中へ地入りて前を取り

一 成瀬を為るゆ為ハ市場殿をたゆ討死せらを前を敵のよ後
まるとを中ひ島兵此を吟ようと後を流し成瀬ハ自よ富士也云し詞を遠
ひ討死せり我をとせらをしことを会ふ也海者ハ仕為り世を語るべしとて
又信長の旗本へ地入る古屋右馬尉ハ元来大力の猛
者なるを今日を宮ん朝と戦ひを色でを古屋を為りて討ふ色ふを為て右
つ尉ゆ後軍三百人程討為んと地来る者兵ハ三人三寸の大力を向まさしゆゆ
一ふ一ふとを屋ゆ男を力よ後せて打ふるよ白星の男を星と掛て眉るの
脳の出る程打込さを古屋目ふを忙をとしてるふ下へ為ふる叶ふよ
古屋ゆ後軍四方ふり為をふめまして遂よ島兵を討取る

一 石川伯耆守数正を小牧一戦の後長浜を立のき秀吉へ隠参し大坂へ下りゆ
一向勧賞のゆはとなく浩々謀反人ふ不義者よと諸人ふ一ふ指をて
色々色ゆ面目なく御仕と出て色竜兵ふ為を恐しと思者を憤ふんし

東えて紀伊いをし古筆　都まゆく　塵　後のなまし

一 慶長五年細川藤孝丹後の田辺の城より立てこもるを石田三成諸將と共にこれを攻し
ひ城の危き事且夕なりしを聞て義孝はつらく御計らひを討死せん事はかなしと
より重ねて和歌を送りおとろくべきは非常唯ゆめゆめ常日頃の和歌を詠して既に
二十一代集源氏物語等これを焼失せんもとて三条大納言は逆
乱の事書を持て程なくせんとて一首の和歌を詠して編者を責し

古と今と習ふ道の世の中に心の程ぞ思ひ知ること

一 後陽成院御時細川玄旨法師又幽斎と云ひ世ないなる古今伝授の人し古今集八島二哥道
本源三玄中秘旨の奥義ありて傳授とん 貫之 基俊 俊成 定家
爲世 頓阿 経賢 孝尋 堯恵 堯孝 宗祇 実隆 道遥院 公條 称名院
実澄 堯恵院 玄旨 これと二條家の伝受とる
一説に三成義孝の為らせる丹田の城と雨夜七月十日の九月十二日を至極を分さび攻戦
軍はまの事なるを玄旨公為りて殿上より古今集の伝授中絶して 天子より御伝
七なりぐる所に今義孝入道の好みにより玄旨を召しこれ義孝討死して日本の神道奇伝
永く絶なんと歎りと 後陽成院御所を見て時の伝奏三条大納言実條卿烏丸
大納言光廣公を田辺の戦場へ遣さる両軍勢ひまい御の勅使 軍より下りさせ
両陣へ向て作せるハ今年秋の奇道の秘傳風聞なり絶なる御伝相続せ
抑古今の伝受と云事年来の因縁より実澄公は伝へられ
公條公は伝へられ実澄公は伝へ公重卿の御兄弟なる実條
いまだ七歳ぬ一説に玄旨法師は伝へ公重公の
実條公は伝へられ田辺の城へ遣はされ義孝卿の長男
書簡一通こゝろくく伝へ

古今の傳授を陽さしる実條公は既に長男に及ぶ一位都へ渡しまうるを
天子は電他ならこそ少へさせ給へ義孝と古今の傳受とも遂て師恩を報ぜ
と思ひ色し知よる電陣乃綱有は仍て実條卿を遣はし伝へん陣のあつざれて
武士の習討死せんは旅て冬を奇道の伝受絶なん事氏歎さ則古今の箱を
義孝の深鳥九光廣公は実條卿を実條陣の召さる義孝もし討死ひ
ちなるこそ箱を実條公へ渡しの心ひ
引くるや八嶋と流りて二さびうへ七月の奇
ひくあるとめうしはうへ和歌のうるなり 藻塩草ひきあつめ
箱代と樹し桜の境一色いうてらあ
光廣公は笛しのひとて 頃しんの田安と
河尾 をそて 幽斎 浦嶋や光を添て
と生よ風吟し伝受の箱を絶ひ
机ありて義孝卿ひきはりと 叡慮を
永く生へ神道の授と空へく
ちう山陣引退て伝授あ
つめて 歌とのめぬ
陽さば実條卿は傳受せらもしとそ

一 次第三郎信長 家康公の長男 を家まして力有といへども短慮なる事一のミ多り
ある時信長鷹狩の野の時鳥一羽を得給へる不出一人外近つかず侍と云る
と將棋の首途は勝負は出合の時を七日数はおなしと中る信康卒業を
いつれをとる所なりとぞ

業盡有情 鮮 放 不生 故 宿人中 同生佛 果

と式文を唱へたるゝこの文を唱る時を敷せるーとやあれぞ信長大ま怒給ひ
今日れ敷せるを世界主をもべしとそかゝ後の前ま縄を付馬の力華ま志バ
をつけ手馬を退をされば何かを此れ笑ひまるべき彼ノ俗たちまち引ぞう
数さる無ざんとゝふと思ふあり

一 明智坂元ま坂と築時三南とゝふ者発句をる

浪るゝう かさ山 あをゝや 雲の峯 光秀脇の句ま

坂 山 ゆさへ まつける 移 山

此発を聞うも感をしあやく

一 惟任日向守播州ないさぐちして秀吉ま力をしてよと信長公命ぜらをし
時惟任所心ありて信長公を害ーまるんさを京都へもちろりーるま惟任ご後陣
の武士どもを内意をもゝぶりを色げば京へ入てなようもん無き道ようこそ思く
思ひ色をして大津より伏見ま出て山崎敵ま沿る程ま惟任ご京都ま於て謀
反の由遂ていつく山崎ようもをしめをどもを一戦事ありつ思をでを幸を
ようを事ま出て有ーとをん手時の花武者叶ひ思つくがなく沿りるとを
大時乃心ともをーで私ま利をとをめる加ようなをべきまををとをなさでいう
ざるつ事ま意ようあうとめ

一 羅ヶ原の合戦敗をしかを平塚因幡守八日ひの夜明を遂ひ大谷刑部少輔方へ
首二ッを送り世首ま討ま仕ひ加冥途の土産ま送り給ま是光秀をいさ
ぎ能いをを胴害ーをを感ーをいそがしき中ま一首を送る

名の為ま捨る命を惜ーかし浮ようをめぬうき世と思へば

大谷使者ま四ひ武者とゝひ孫市とゝひ感をる浦ようあり集を最今自害
仕る六道の巷(チマタ)をを必再會をべしと返事ーて眼力あをらうをうざれを場坊
主祐玄ま一首をかを送ようる

契りあるぞ六のちまをまを忘ばしあれををの事ハをを

一 毛利宰相秀元を関ヶ原退ぬま 家康公の御婿と押並んで打セうを形勢遠

ちゝぶの旅なれて怎るべき事なれども孔子と孔さびたづゝと押行る東国の海路を見てさゝぎを折んとやけきぞ　家康公大に制し給ひ必戰ふべうゝび道を羅して西下知を傳へる程に諸軍道を吹て通しる秀元をちつゝと聽る元也ふく脇る備ゝ中納言を押並て通りる中後天下治りて　家康公世間の過ぎを深く感ぜらるゝ事はゆく中絶意あり　秀忠公ゝと所用ゝ立べき兼量人ゝ思ふ白ゝ西部志行りるとぞ世ゝ世人ゝ君父輝元の聽命る智備り強力世ゝ敬るとゝや

一　されば十四五年の比ゝ言羅陳の為大將ゝ成り武名天下ゝ振ひ一猛將也世の人「高川味方ゝ毛利」豆腐つけて辛きを宰相ゝと云る宰相ハ山椒のゝ味ゝ似るなるべくゝ比べし戲きもかく況めし勇將なり

一　笑ゝ界の合戰敗ぬて後石田小西安國寺の三人爰の山かゝこの洞ゝ入ゝ山を居るゝ一首の奇こゝて表色ゝ言遁ゝ表しゝ　三成

せめて世ゝ命のあるゝゝ又とゝん秀頼ゝ花のかゝ散ぬ

小西とこてかゝこの星ゝ入ゝ山を居て　一首

ついゝ西ゝく色ゝ時きけどうゝゝゝ山ゝ伝ゝ鶴ん山ゝ絡ゝ

為ゝ西ゝ色ゝ浦ゝ〜嵩ゝ〜をまげゝ山ゝまわるゝゝ

いゝゝ〜の花の宿ゝゝを求ゝ命ゝ為ゝ浮ゝ世ゝ

一　爆別阿濃津ゝ城主蒲田信濃守信高ゝ羅ヶ原平均の後石ゝ為ゝ戦功を感ぜらるゝ伊勢の守和嶋拾万石を賜りる中沢若ゝ〜ゝ信濃ゝ〜ゝ

城ゝのく信濃ゝ〜ゝ見ゝ〜ゝ　信高

これゝ阿濃津の城ゝ守ゝて戦功を励ゝ

城ゝ石田方ゝ明渡しる為ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ世信ゝ基ゝ双の英人

なり為ゝ為ゝ〜ゝ阿濃津の軍ゝ大ゝ為ゝ為ゝ人ゝ為ゝ為ゝ人ゝ為ゝ

為ゝ為ゝ

一　慶長八年十一月廿日内大臣将軍宣旨到来し備前中納言秀家ゝ伊予ゝ

[illegible]と申ける両人[illegible]を[illegible]いつぶぞや義朝[illegible]て数味方分明なり
びいうでの河出馬有べきやと作らるると語る両人大は[illegible]世[illegible]第東[illegible]
る大名[illegible]味方は疑ひなしを事[illegible]云べうびたの事を申
なぞ臆し[illegible]と心はて悪く心を変じなんと申るは義朝殿を振て右し[illegible]
を[illegible]く申べーと[illegible]仰を蒙る上[illegible]仕と肖く事叶ぬ[illegible]
かうびの両人又申[illegible]を科[illegible]義朝よりくべうびの両人[illegible]て[illegible]殿の罪を速は申
[illegible]くべしと毎三強く勧[illegible]されば義朝同心せざれば又両人申るは兵今の河は上を
有の作は申さば諸将[illegible]心を変し敵方へ与しなん組[illegible]味方軍は頼べし世事
諸将は申さびて[illegible]義朝[illegible]味方[illegible]
[illegible]べきぞ両人[illegible]と制止る上[illegible]
[illegible]味方[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月十三日

福[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

各抜見し義朝[illegible]河は上を[illegible]べーと[illegible]
[illegible]馬[illegible]心[illegible]て[illegible]又[illegible]
江[illegible]を攻べしと云はあるべ[illegible]馬出[illegible]
[illegible]
書[illegible]
さ[illegible]
使[illegible]

忍しと申さるゝ汁[illegible]者との内逆あり[illegible]物を今なほ内侍を蔵る軍私の思
意を加へ[illegible]仕の[illegible]を有の仕は云しりんと思ひなるべしと考へ[illegible]ば清洲は
[illegible]り内は上を延る書札は[illegible]なり[illegible]清洲曰徳川殿の所生馬を[illegible]つゝて
[illegible]や義朝[illegible]是今何の内[illegible]向有べきを伏見[illegible]の[illegible]を八石田与力の大名攻[illegible]し
[illegible]の城は一ヶ和とあり[illegible]味方与力の面この上方と[illegible]の軍[illegible]は一[illegible]と
なし敵味方[illegible]大山岐阜の[illegible]城[illegible]攻[illegible]しあり[illegible]お[illegible]出馬
有べしと集[illegible]と悔りなく中けれ[illegible]井伊[illegible]奪[illegible]し[illegible]角の事[illegible]は
[illegible]時[illegible]福島[illegible]を[illegible]義朝[illegible]側[illegible]花[illegible]つ[illegible]立[illegible]
中さ[illegible]村[illegible]大[illegible]の[illegible]の中[illegible]心の付ざる事　[illegible]の[illegible]
[illegible]一[illegible]日の中[illegible]岐阜の城を攻[illegible]し[illegible]事[illegible]なべ[illegible]義朝[illegible]
[illegible]日[illegible]の[illegible]の一言を[illegible]
自今[illegible]事[illegible]の事[illegible]遠矢有べ[illegible]と[illegible]力を[illegible]義[illegible]中[illegible]は某は
城攻の[illegible]使[illegible]事[illegible]攻[illegible]べ[illegible]は[illegible]べし[illegible]中[illegible]は福島

[illegible]て詞なく井伊[illegible]の[illegible]人の心[illegible]を義朝を押[illegible]
[illegible]重[illegible]中[illegible]人義朝と[illegible]

建武の兵乱より天正十年信長生害の年迄二百年二度天下動乱し西部辺[illegible]
民安住せざる所信長日本を[illegible]打[illegible]天下又[illegible]大閤秀吉[illegible]
[illegible]三年八月十八日[illegible]
[illegible]人の心[illegible]
逆意[illegible]天下一流[illegible]

一　羅城門の敵は南西[illegible]討[illegible]有数三百五千二百七十余級とぞ

一　伏見の城は於て討死一[illegible]なる[illegible]右[illegible]の[illegible]従市川義右馬と云者八[illegible]
次関東[illegible]方[illegible]の[illegible]は[illegible]伏見[illegible]下り[illegible]の竹葦の
如く打囲[illegible]城中[illegible]地[illegible]て主の先陣[illegible]討死[illegible]ことを仕[illegible]
志と立[illegible]
伏見の事[illegible]
[illegible]て海道往来の[illegible]
上[illegible]者[illegible]一人と[illegible]

見逃ぶ事中こ叶うべうと不覚
公の賞へとそさんとて面こ中途ゟ引籠ゟ
者ゟ多野ゟ二河ゟ仕業毎ゟ
ゟ中ゟ今生ゟ今一度表ゟ
して進らせてこそ毎朱の厚恩をと報ぜんと深く思ひいそ
人とそ侍せる添て故々、新し唯一人疲きる後人の志似して
刀剣を帯せる者とゟんて
折紙をて毎ゟ一人と毎さでるはと
さしたゟりるゟ業のごく罪を
ゟ武士たぶもる事有ゟ
ゟ陣防し先角して伏見へ
折用て中へ城へ入るべき
主ゟり尓この志有て今罪東ゟ
んと出るとあ人神ゟ

をひでして城へ入のべき長の旅路の疲とを厭ひで見ゟ
ゟて主君報恩の志をで遂げ
誌ゟ後世ゟ世の
後の世ゟ供養ゟんどこと有ま
いうまでき中を含たんして
折用ゟ毎ゟ毎ゟ城の大ゟ
城へ入り中ゟ何の助ゟ
居ゟ今の内ゟ今一度ゟ
中ゟ院石木石ゟ
なく通しゟ別城中へ地の
一伏見ゟて居ゟ石田ゟ
ゟ武対中ゟ

乃至紀州
一説石田方ゟ居ゟ
ゟ城中へ入り戦死ゟ

一伏見ゟて居ゟ石田ゟ方ゟ毎ゟ
ゟ武対中ゟ

ゟ雑賀孫市後ゟ水ゟ中初云
ゟ仕へし
ゟ云迄ゟ八重洲前伏見の城ゟ

四郎兵衛より申しかけて手討の仕相の具、吾家より仕へ申したる者の仕形を以て後
ぜん為に申し遣はしたるこそ忠政にて云ふ甲斐なきこそ又が形見なるべきと
ぜ一月足らずと云ふ重次自ら推つて行向ふ忠政門外より出迎へ重次を
奥の間より招じ上げて再び対面のうち形ばかりにて酒を流し甲冑を刀刀ばかり
板のごとく拵へ送り出せり梅今日重次を会せず一方紙縒より受取申し
手負五日重次が方より使をもつて此日の礼を謝し又重次の内志よりて又が方より
常々申し越の具再び見て申遣はしたる忠政が家より借へし又がかくみ見べ
きおのおのびゆへば又者ばかりゆへども此相の具を重次の家より止めて御武名を子孫
より借へらるべき事ち仕業の道よりきく仰遺戒まもりゆべきとして甲冑を刀刀
ちとく返し申したれば毎のみ絹厚く入る衣服五領使者まもるせ
ちとくと水を盛り音信を通ずる事一忠政が一期の程為らば水戸公
世世を家一に大なる感じ給ひ鳥居の使者来るべき業遣和を仰付せ
且重次より客の儲さべき鳥居より礼物の為るとそ

一 蒲生備中忠令年石田が河内にて少四郎の跡より家の跡は徳田長益
あつて黄八蒲生の家にて撰山城内今年石田が家にて蒲生備中と云人
より知らせ申しとて大なる戦ひ始より討死ひ手負ひ大脇八郎の甚八首一ツ
拵て父の備中に見せ申しば備中切名と今何はせんと云ふ多又南に向て
押かけ給ふ今もんと遊ぶるが父の討死を聞て

まて忘れし我八洛りて三ツ瀬川　清み流みと　君よ　ちゝもん

とて涙ながらに今じて自害したりより大脇羅来は赤陳の時母吾
涙ら蒲生を恨ぬ母を非色どもりの業の家はすて身をもうしなる名を
ちもんぜる者と凡相二ツハ業ぐしし身を全して名を忘色よと云ハ云ハ
と云しかど又と倒る死して母の戒を遠ハぐりる
一 業ヶ原の戦九月十日辰の刻過るとき水道言挑死りは御旗を立ら色
下は本多三弥来りて今ゆ一先へ御簾をもて先ひ乱るべし見ハ敵合を
一と申と今一石口脇の黄なる合そ いりを色ざる事とと仕る色バ三弥御後

の方を過りに脇八黄まとせよ左と紀八方をーと獨云ーりう氏人を作落寺正信が
功なるを功名ばかりはよく虫言なる人し或時　東照宮幸若をーる
館の年終りて後武家始無愛を育べき色どる判官は仰る主君の
と仰られしまま三弥ばかりて今此時無愛を育べき色どる判官は仰る主君の
ゆまーとやせーとし大後の陣は　台徳院殿は仕へまりるは　東照宮三弥
きよくなる者と仰られしるる千後一万石賜りう　東照宮三弥を
中為る左生さきいるは海を思為ーうるや人柄とこーなんで世八なるる
よーゆざると仰有る色で三弥　将軍様を仕へまり能くはあの如き主
君なるゆ中者を家遠よこをゆへとやるを古ーを又持為乱りうる
とを笑ひ世八るるとで七十一歳にて元和二年病死せられ色るとも也

一　田中義弘少輔の士田辺甚兵衛十郎家にて羅ケ原に生るゞ侍者行某敵城
突伏せ田辺を馬に抱下ーて首を取ーとし知おその武功世に名るるう
ーゆで馬田長政田辺を多て大に感称ー田馬に首をとらせる従者を
呼ーて手柄ばかりに頼ーて大なる敵を抱下ーなる時刀を捨てあるひとるを取ーて
首をとらせるとを政宗聞こしめ梅を賞ーしあるゆで世に多ーりうーゆ十方
なる者と思為ーゆらきーうるるを家の法び形とし弥兵衛らを
ゆ

一　京勝の長話ーゆで伊達政宗いとゞ本多を頼りて攻入べき
中の仕を取りて大坂を立夜を日につゞて独り向ゆ名石に至てハ名敵の中
なる色で道をゆーを石陸の国をゆりて岩城相馬をゆりて国に頼ーんとする相
馬又景代の敵国しつゞなくまーんを事ゆへ政宗陸奥に出て謀ゆ
引具して石陸を陸ーて岩城と相馬の境に至てとんあるゞ謀に侍者を
出ゆ　徳川殿に移を拵ーて政宗撫ゆる為に向ゆべきを思ひ為ゆ
路次所に為ゆゞて中為に東海に渡ひて浦に出ゆる為ゆ殿りに道を
求めて打ーて為に士卒為く労色ゆ死ハくハ城ゆ旅館を建ーてのーーん
ゆを為の見休ゆて明日ハ為に入ーんと為ゆと云ハやうり相馬長門守義胤を

ゝ多ゝ天運のそなはる奴原ども出ぬうちに伊達を相馬が殺せまいとや味方討ばん一方
の大將なりと云者をいで〳〵に者一取討て事角知るゝ者たゝかひこゝに押
付て一人と雖ども捕て手柄の仇は報ひ今度の貴きつの〳〵ちやとそやぞて
氏家をたつらふて逃〳〵入し相馬の部將等百餘人を議一方
なる家は水谷三郎兵衛尉其外なる進ミ出来たの吳見出色入て
仙道に敵の勢は連ッて出ぬ心は好る和と中さぐらんハ手後者し
抑霧島ふところ　は入る河と稱人と是を為さびとこそ兼色政宗程の
大名が敵よりも素丸恨を捨て君と恐みまりしをたゞぬつてゆみ〳〵討
殿ん〳〵富士の本意とする程なる非ども其ちさ弓矢のかをんし又我面を去て
かの城内ケ峯は三ん〳〵程隔つる三里時いまゞ未の時は下らび政
宗ども城は入るんとゞは思ひぐ日夕なゝ〳〵ざるは至りぬ為しまは後の
物とは〳〵世不に止る事一豈深き謀なり〳〵ぐらん唯四〳〵くハ我備と全くして
彼は智ら天を等と全くしなを本面は向しの重て弱者は軍一〳〵

勝負と両家の天運は何せにるべうのやゆんとやはら色ど満年の少年は義
は回ども内の強餘の迫は雑料奥塩秣糧薪は多る延積至き程入色ど
四方は篝火焼せ長ん警衛んとそ〳〵梅雨亂ゞ士た政宗領は厩
志づめる体とそて惰し彼ゝ者動を試そんとそ取沸けて後馬二疋
縮地て敢つる雑人原走り駆て外の外は踏き置る政宗ら小童一人は濁おせ
蹄は小舳上は足て扨のは刀抜て立おお馬厩の所人やゆゆゝやゆとゆ色ハ
何事はゆゝて〳〵ら色ど物者は家は敵の事は政宗ゞ雑人原粮務仕て
ハんはよし志づめて生べとそ思はなで入はうかして取は色ら立はやゞ已の
時は以て義流ゞ併は使て一機し蹄は馬と扨て面く相馬ゞ到そ行は
人と付て乱色ど色ど内の國の弱ゝ出なのあなたは伊達の軍陣雲霞の
如く〳〵ら〳〵て出逆つぬかして軍ケ原の合戦事終り天下悪く年〳〵ぐて
おゝ敵は不常は収公ら〳〵色家ど〳〵ぐゝは極る時は政宗　徳川殿は
講中ける色相馬ハ唯ぐゝは政宗ゞ氏の敵ゝ為は上杉石田等は法し

うるゞ一定よりいんよを政宗彼しゞ爲よ討くるべきはのをてゆひ一よ仰と〻来り地
下るはとゆて急ぎよ去き恨と志をく〻新しき見ひとゆひどこーゆひき是偏よ
彼ゞ野心をきしたを自ざる故よあ〻びゆ具を又累代弓矢の家世時に至て
長く臣従をべき事一城よ不便の至りく〻し難堪るべくハ彼ゞ本領安堵の事
市四るしを蒙〻ゞゆとれよ為をて弱き中さを一のゞを事と行くを月
を待て本領をとゝふうるを是より後相馬家年毎の評定初めよハ海陸
の出を水谷ら五郎の為よ進をら水谷殿の御吳見よ遠ゆ事一有べうゞ
と考代して為り出るゆ今よ佳例とを為ゆるう政宗を井伊掃部を使者
を中ら を大脇亮利胤を中来りせんと一番ゞを利胤ゆて我家臣よ伊達
殿の御教恩よ依て本領と安堵をとゆゞを四系代の恩を私よ中来りをべ事一
世の悔りなきをうゞ迎中来りハせゞうゞ
加列小松の城を再度長重の將江口三郎右衛門堤者を出口と者あり及くを物
をしてを色れ我作志ゆ依一人不用を〻知行二百石を〻遣をうしゞ関ケ原合

戦の為金沢の前田利長山口玄蕃允宗長ゞ大聖寺の城を攻落し引取らんとを
時長重を跡と付幕ゆ出口志えを進ミ前を取を色を六十有余の武者なをハ
力疲きく休をるを何者ゝと不思を為て為ゆ前を奪取を出口大よ怒りを
切ゞでなき出口ゞ妻を出口ゞ風ゆり者ゆれゞ寸白の髪を取を結びあげて勝
を紐刀をさし行よ酒瓢を提ケ江口ゞ陣よ行ゆを出口見て我よ倣さをると
心為て敵の中を通り来る事ゞよ浅ゆ〻多志うゞるゆを提をるハ是て我好物の
酒ゆべし一盃酌て喉を潤し又前ゆんと心井を慎ひ妻を拔き〻出口を
爰よ行ゆ見遠ゆなとゆゆけく色た見ゆきを出ゞを迎よある者
ゆを不吟ゆとゆゞあをハ我夫ゆて本殿を山下よ一寸ものをよし
前一ツゞゆり是れゆゆを為して為る者よ酒呑せて何ゆん和殿年と今を
陣ゆを敵ゆをよと云捨て程なく浅井山よ登り酒迎よ〻ゆゆと中せハ江口慎て南
一本云
沼武名と云剛の者と一瓢の酒と飲を色ゞ出口ハ妻よ取ゆらを又前を取を色に拔て
山よゆり姫路を見よと云を色ゞ妻ゆ和主の功名よ非ゞ世間ゆを

と色とそ所よりきこえる鐘と打伏て乃世々をぐら出にあの古堀よ誰さいけてあぐ
肩をおつる事よと後悔ぶれぞ江戸と南部を大よ笑ふ

一 佐竹右京亮義宣の家よ忠野左文と云士有勇あり武功を現りなし兵部よ
一 足不去の忠野左文と書付て家よ押付をぬよんせざる大剛の者なり或時屋軍
よりて隙く来く崩色られど一人踏留りても可救味方ハなしいくさる
不の犬死でと思ひ引たて墓つぐんと細谷川よ至て水を呑よ兵部の郎左衛門
色でたる文色とそこ黒く逃さるまハあるべ一足不去をいうまと人よいはれ
んは若ん詞なーと文ろう又引返して向ふ者を斬て首と取り安事よ成り
ろう兵部の者ども色ハ平生の作法厳不なし一生の名誉よ繋を不結ろう
まもるよりうる物をいて指り付て兵部を逃し乃ろ酒を勧て酔伏多一
酒肴の支形と刀の下緒よあるを不なく四ハ付いうなる孔雀の毛をまとあ
ろるされい身を飾るを孫三百石の上を与へらるべきさ
私云此よ血気の武士とそべしかの忠野左文仕ひなるべき
事と此者平生の行状を安孔なりといへ共ハ四ハ不宜べし

俗諺よ毒を薬ともなるべしと人ろを毒とまさるまきアるる人なるべし

一 一人の女年小幡京憲よ一番槍をつく道をとる京憲武田軍御の権要たり関ヶ原合戦の
とれ井伊の家を旅て一番槍を衛ろう こてつて曰組こバ一文牛りなる岸岬の下よ釵を繋く
捨て海を者上よ者を者文を者ろうまありて者の下なる海の中よ家
入とうちろ時海でちよ死のろんや又者文の命よ者きを場とさ
らんやお毎日人倫そーていでう者文の命よ者きぬんとし難をれ
て者文とおそれざる者をそれ禽獣なるべしと日蓮憲曰若武ろ
一 愛長三年京都会津へ入部有て蒲生家の浪人数百人在出 梁生兵部寺外池
甚兵衛 長野九内布施弥市郎 北川覚書る木丹下る力岡書書る木新左衛
安田助助小田切平左衛 横田大学 平木大膳 長井茂右衛門 渡辺市左衛門 武倉隼人
佐野源吉中塚源助等し関東浪人よを山上道及者供養三谷
武刑部谷の娘を上杉 上泉主水
北条氏憲盛の家老 車丹波守 数十人上方者よを水野義兵衛 蒲生兵部
佐兵部兵の抔数十人伝左兵右の内蒲生兵部 蒲生兵部 兵部の利家公の従弟と

秀頼、初て礼をなす時、毅然院と神と名のる千氏、八重なりしが
言宮の二幅袖の帷子編袈裟を召し、美形なる姿し、詩歌の達者と世江
業績と学者なり、義次と中睦まし、世江宅て度々論語の講釋致し
又、八郎氏勘解由の倩人なる義長、世子秀頼の名代なて、世江百姓なて家上へ
出陣の御陣口、義次、湯を合せ、功名耳目と移る、千氏、右の浪人何色を
名誉の武士し、義次、連音なる、嗜み紹巴の薫陶の白数多なる用はいえうる
を記し

賊が拙る田うと地方と都う郡

一説に、蒲田義次、利大忽々舞と呼び、利家の恩賞し、利大文字、嗜さ田く、義うも
慶せ人、されど、諸藩なて世を驚し人を惜しめる、利家教訓、せちうて事、義
る及び、利大大臣つひぐたく、万々義、うち心ちき事せぬ、匹夫、田じ、そ、文、田
ぜ加賀を奉ちんと呼ひ、或時利家、蒲を、義次、許は来ら色しは
義次、風呂、水を十分、湯、陽し、金き、湯風呂のある入れん、呼び、利家、ありなんとく
沈ふ、ちる、千時、義次、湯を試、そ、結ゆ、とく、利家、何の心と、ふく、風呂、沸色しは、義
水を十分、落へ、う、利家、る、蒲、者、貪、欲、一、色、しは、義次、は、拙、風
といる、逆、粗の、馬を、裏つる、引、立させ、く、金、う、馬、有、と、又、家、う、く
馬と、ものきの、きは、やう、る、時、馬、有の、勝、は、鳥、慣、ある、付さ、せ、う、遊、て、従来の、人、立、歩、を、く、さ
くはーき、る、武、誰の、馬、そ、ひ、と、こ、ど、則、有、ゆ、る、を、忘、足、格、を、編て、世、魔、色、と、十、八、歳、ひ、ち、よ

つ、ひ、皮、を、る、頭、ひ、て、し、浜、甲、義、の、ち、う、立、有、慣、る、蒲、田、義、次、ら、馬、ま、て、ま、と、幸、若、の
弁、と、う、く、い、て、引、通、を、る、人、の、ア、ー、曲、よ、ま、ひ、し、ー、る、と、し、世、人、の、不、業、ま、ど、く、か、し、有、し、牧、和
う、ー、き、事、ー、ち、る、ど、及、ま、ま、ー、ひ、蒲、田、家、を、出、て、上、杉、家、地、を、削、ら、き、し、後、士、多、く、帳、を、う、く、立
石、田、乱、の、時、奥、列、て、その、武、功、人、の、志、る、ひ、し、上、杉、家、地、を、削、ら、き、し、後、士、多、く、帳、を、う、く、立
ち、う、る、義、次、を、七、八、千、石、一、万、石、を、ん、く、拙、く、大、名、有、る、色、ど、義、氏、ら、世、家、の、初、ま、徳、大、名、義
裏、の、心、見、ひ、ぎ、ち、う、う、家、臣、な、し、我、主、君、と、ち、べ、き、人、な、し、拙、ら、し、金、く、た、ち、ま、ち、て、五、百
石、の、禄、ま、て、良、ら、る、引、留、ち、風、見、を、楽、し、み、文、学、ま、ひ、と、ま、世、源、氏、物、語、を、講、し、て、世、を、欺
ま、し、と、そ、

一 蒲生氏郷寺秀行と中八童名を、千鶴千代、千後義三郎と、ちし、る、氏郷の嫡
男し、家老、蒲生、蒲田、義、次、が、不、行、ま、う、家、中、二、つ、ま、分、色、大、き、な、る、錯、乱、翌、年、て、留、ま、よ
り、百、千、石、の、会、津、を、ち、上、ら、色、ま、十、八、石、ま、て、宇、都、宮、へ、移、さ、れ、ら、色、ど、て、遠、代、の、侍、と、と
大、分、会、津、ま、ち、う、家、臣、を、抱、ら、る、此、氏、秀、行、が、密、ま、自、筆、乱、状、を、使、者、ま、と、く
せ、会、津、ま、ち、る、蒲、生、家、の、侍、ま、ま、し、中、さ、色、る、八、何、し、と、元、色、蒲、生、家、の、遠、代、の、侍、し、一、且
工、移、家、へ、附、ひ、て、元、て、恩、を、高、色、中、る、義、氏、秀、行、翌、宇、都、宮、八、一、ノ、色、と、た、る、を
ひ、く、幕、家、の、そ、色、と、て、面、し、昔、の、恩、と、を、ま、て、家、臣、の、裏、物、付、く、年、重、の、ま、ま、八、大
分、恩、責、と、色、ひ、へ、ー、と、拾、ま、る、梁、生、家、源、寺、和八幡村、野、ま、ま、ま、村、右、門、志、賀、ら、三、ま、の、小、田
切、平、ひ、ら、色、ま、蒲、田、動、助、小、川、蒲、生、命、旅、ひ、命、ら、ひ、ま、池、ら、ま、ま、ら、ま、ま、ひ、ま、ら、ま、秀

行の法華堂を建立して菩提を弔ふ事ハ思ふにあたらぬ事なれ
ども古ゆ今に至るまで人の禄と食む者ハ人の事に死し主の
恩深ければ古主の恩を受けながら裏切ハ有べ
からぬ事なれ共今天下を治る徳川殿ハ二心なきを
さみゆるん事武士の面目なれども一類に及ぶべ
からぬと思ひ給ひ何をも咎ず過去の忠義と御思召
ひ給ひ恵ませ給ひ御免なくとの事を聞て感心せざる人なし
世人是を称しける

一 生駒雅楽頭親正の子備後守一正（慶長七年一国まゝにて十七万石余）
東は彦根大名の妻子の幕東ようつゝし初なきば 将軍家の御感斜
なゝ（江戸の城築きし支度を賞ずるなり）

一 天明三帝普請康家を愛長六年の春駿河無垂寺の城をあつ（一万石）日十二年
三月九日康家たちまちに無つ無寺の城を去て逐電ぬ其ゆへ康家ハ
作ん料に竹木ハ切そこ所くしに其無益人に手をとられしゆゑ是程の長

おゝ者にて是を寺ゝに世ハ盗人大勢張り来て彼ノ番兵程をおびやかしてなす
ゝ事ゝ人ゝ数の長持ゝ出るを見てとて刀抽て切て出る盗人ゝを追走る時
盗人ゝ四五人御城留主の下野原田と云所の百姓まで有る背嚢を負れる
者一人と出て不の代官井田吉之助ゝ詰ゝ康家ゝ是程の長と云ふ事
事有ゝ是ちまち又傷せらるゝぬと申し井田吉之助ゝ康家ゝ詰ゝ使ゝて
御城の民ゝ人者を咎る様せんとする家を科程ゝ彼ゝ人と切て捕るハ
とゝ盗賊（トウゾク）と誅する家是古今の定格也多くの盗むゝ
ゝ是ゝ康家ゝ義の長公儀ゝ聞ゝ成ゝ成ゝ成ゝ誅する事ハ
此事を聞ゝて又傷ゝ及ぶ家頼る公ゝの至り也又ゝの城の事る時康家ゝ
長いゝ御城の百姓等とハ是るべきたゝ御領の民なゝるゝ世ゝ公ゝ盗
を行ゝ人ゝ是を捕ゝ是を捕ゝ事を捕ゝ盗賊の長毎ゝ来て行
木を盗ゝ伐て康家命して守ゝしむる事彼ノ事ゝ時逃捕せしむべき
為也ゝ力ゝ叶ハべゝ盗人ゝ報傷ゝ及ぶゝ力ゝ為ゝされハ彼ノ長ノ盗人

とゝ雖然せし事ゝもいまく康系う命まよる御系今彼」とゝ申人〳〵として系〳〵ゝ〳〵ゝ
呂〳〵とゝ〳〵と起ゝ〳〵ゝ　大御所関東ゝ張河ゝ陽〳〵ゝ〳〵ゝ彼〳〵無と家る
民三萬の辺ゝ出向て基をしゝなく康系う足懸の岳と日陽ゝ及び忍ゝ丹陽ゝ〳〵
色ゝ御代官康系う供ゝ使ゝて下ゝ人〳〵と〳〵ゝ〳〵ゝ系て都て盗人と称せらる僧て御
敷沙と作く処ゝ〳〵と法ゝ者と御境ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ背中ゝ刀の有ゝる跡六ヶ所
有ゝ近ゝ〳〵ゝ切らゝ〳〵ゝ〳〵ゝ　大御所国府ゝ陽ゝ入〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ天野井ゝ〳〵ゝ
改ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ　大御所康系ゝ罪張と陽ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ者ゝ非〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
る而ゝ〳〵ゝと思ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ御紀明後ゝ〳〵ゝ有べゝと仰ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ正統ゝ〳〵ゝ
と陽て康系ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ公の民し和殿の長〳〵ゝ和殿の
人し能ゝ不沙汰ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ私の義と〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ公の威と損ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
まげ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

ゆえ世間を信ぜらるる信列まで一万石賜らんとし信仍固辞せざるを又信玄一国賜はるべしと仰せられしかども義を人の道と秀頼は二心有り是を為べしと思ひて或る使をせらるるなぞ為ゆえを有と置て信尹を退治しようと或読まを天下を手に入て賜はるべしと秀頼は当て不義ハ仕まじ汗の為と肌をぬぎ小性は拭ひを殺て首を家康の両御所の前に出すべきまでなりと多ひ者なるとし拙ぶるは昌幸徳川家に服従一旦して後関ヶ原の乱に及て背く事二度に及べう是義と申べうべうざるまや　東照宮寛仁は和睦一度せしかは再犯の罪を宥させ給う信仍を寛仁は何と云て敵ひらや心指らるべし豊臣家を亡ぼ豊の者と世人の者と世人とし者は背くべの事と偽ぜで武田家に亡て後世と捨て山中に隠るべしといるは如何や有べき故は主君が諫ぜる不の義道を申へるといはべうべうべ世の人主君を仕べく賞参ぜる事一事を故は愚諫を述るを及べう

備前の湯浅元禎の論ぜる所し

一　大坂の事起りし時井伊掃部頭直孝を元右直を支直勝の陳代を仕仰る

直孝を高所より毒根の長臣を集を仰せられ各我下知は従ふべくを陳代を動む者し紙ぐを仕を同辞せべしといへを思ひぞ河内守は背べきと思ひて後仕を渡て陳代を仕りべしとぞ答へる所井伊掃部　彦右衛門いつる和尚の年老る有りと直孝召出し海内に軍御は長ぜるとの事仕べべき者やみと宮ハ子を為一巻の書と取出し大将る人を志と決所して孤疑なく事と仕るべき事と思ふ直孝我は為ぬと他なし他故なく改所たべしと宣へを彦右衛門ぞ思ひ事唯元のみまでは両端を捨て是を無の道仕るべうべ先ようの中べき事ゆえとて書を書て焼るとて直孝を直政の二男まで母を松平周防守康親の従者の女し直孝六まし時母の名を直政の弟は直孝を送ると百姓の弟は直孝十二の時氏家は盗人の入てさぐを多かけ出をらるを盗人山へ出りるを追を捕る股を切て為さ色ろかして人を多くを捕て盗人と対論し世間を直政は中ぞ直政直孝父母為を者の事なるを仰ひる者を人の

不ず変色ありて腐敗体と埋きどもと雪芳ちつゝと動うび雪敗怪て腐入ら
色犬のゝを与へらきりう雪芳十日の時雪敗面黒く死ずしびて毛生ききや
ちるりうん麿は男を添て形見ずと与へらるといつり

一 塙図書頭重之ゝを江横須賀の人迎蒙加明の奉公して禄千石是種を
部しは関ヶ原の時加州塙ず不知て部をそびきず来きとのるきしは塙ずてえ
ず備將を陣ことを怒て和居ゝり居命とゝいへども敵は後。とえん寺は
情とを種ヶ瀧の跡地を並べ敵ゝは折ゝて帰りけきハ加明海ゝ来ものゝ有て逆
逆の利と矣へび大將と如て士をトぶちるゝ事ハ是びと高ゝび吾海をきーゝるゝ
語りしといるきられど塙歌鬱りきしで詮方なし空理なる砦を蒙りゆとて文ら
然をふゝを伝勝をお奔しけるゝ家の中は

遂不留江南野水　高飛天地一閑鷗

といふ二句と大文字は書ゝり高明帰て塙ゝ孔の奉公を攝ずきしかで
塙和と義ぶきを後ずゝ家の姫ゝ古大竜和尚のもゝは居て偽とゝ如多を浜牛と
いふ器用のとる刀を携ゝて辞を和し人或ゝ情ゝ或ゝ謝りるゞ大坂のる
敵りるきびで秀頼は拒ゝきりう塙大坂ゝ城沢賀の陣は夜討せ一時夜討の
大將塙ずゝと書ゝる木札を道ゝるまゝせる和平の後稿蓋にの南は長
二人隠りの木は塙ずゝと書て達ゝりしゝゝ人ゝ怪一み宮は塙ずて蒙
高明我を情を捜一生して誅ちんといるきゝ毛ゝ多ゝけゝ討を絡つといつり又塙ゞ
姫ゝを行る南ゝ敷多訊来りるは水野勝成の士是川三郎ずる者りしかゞ
色し黄は安りを思び生て来らきしゝて怪なきを知るは林是ずハ日びきび
み沈ゝりきいるは一度ともおとゞきとせゝるゝやいゞゝしとびゝきゞで是川ずゝく
林を池田の家は奉公して天海稿の陣ずは有り居ゝんとて帰しゞ林は
奉て志ゝくとゝいつゞされバは我塙とおゝ約しゆハたゝく毛を脱るゝるゞづゝ塙
を抱ヶ思ゝ作軍ゝびを男ゝは非びと云つるは塙ゞ是敵討ゝし時稿の上は
將軍は稿を召ずおーゝて麿毛ゝりゝゝゝ年四十を老ゝりといゝび
うゝび黄お約せし詞はお義ひゝきゞで使をやゝゞりきとゝ是川又塙ゞ為は

行かせと仰せられ候、御朋輩士卒とも知れざる
御ひとを蒙らせしるるはあーく一度麓とり軍を下知し御
明る朝もたちやと思ひて夜を明るのうち陣を張さへ寅て明る朝ひー
さとさせざりき敵は志を遂さきば全て軍の有んはを陣刀の打る
はど歌うんといひーとやや

一 井伊家の士大将菴原助右衛門大坂表の軍者六月廿日道明寺表の先陣うち尾
張の子のを統助は自敵を進ぞて組打しなるを助右の地を蒙ているを統
心弾はせよ家をそ見るるでとてうを統をを力を以服を抜て利通
遂は首をとる後まへて子孔敵は組とるを抜ざりしいるを官るを菴原惟
とるを蒙ものあるを孔まをいとのを蒙へうう

一 同一日の軍は井伊直孝打勝こうしへ　東照宮台徳院殿
を作今る将盛を倍は今せる両使井伊の陣はあを作入るを陣て直孝今日は
軍は打勝は川自水を敵として討死多一明日の軍いこゆるんと申ば

東照宮仰せられ候御陣は樫田陣にて直孝大利を為て明日と勝さ
る御事は所を強る敵をあまさば討取べしと富みを中上ものを　東照宮さてあ
らんと仰せられ候時樫田進を寄り家は一ッの見為べくを直孝が軍を見ます自愛
死人と為事なをばいるを心を寄りひとる明日の先陣をくり抜られ申へ直孝かーこ
まりは日びとる強て敵仕出へくと申せを　東照宮我も敵をひつるよとて仰せ
利者本多忠朝を先陣は命せられをうう陣中の使を仰為べき事まこを

一 直孝表長門守重能を右衛門力うるを也所御豊後守を組て　台徳院殿の御小
性組ありしは武士長せして備をの事はあひ武功多く死ものびて世と蒙るハ
富士とをいひ雖し恒潔く討死せんこを本意ものをとを為はひるを大坂文
月七日は一番首といまで表は前一番討死とのまで表は帰とをべしとをて
直孝ひの先ものを蒙て井伊直孝の陣は菴原助右衛門向て見取ものもと
いへども助右の目ものを仰為る矢先はいるまして見るべきとを表は命を矢をへ
かりてこうを富士をいべきをといべども間ものを表はまーまぶかりてをんをんをを

あし毛とも申すとさとらびて敵の中まを乗て討死しける父の常日馬上を麾と
なり軍兵を下知しける時従者長谷部命ゝ麾と引のうんとなると見て大よろこびとて
ゝ宗めぐり近る時分と立直させしが軍終りて後大よ悲傷の色形をしてゝ
明石掃部助全登大坂を離りしが薩摩の後討死しなるや定なるべし
明石ガ士沢原孫右衛門を生捕て明石の行衛を尋ねる知べとなるべし
及び色ども多よりてびびしく問うよきびしく責らきて涙と流しけもだ行衛を
いまことをそいうと申す沢原云る様筆東北面所不運強く相戦ましし
ゝを感しありての事なれ士なる程の者貴をきざまるべた立る者の行衛を中
べきやと答大坂軍は播を面所所為行せのべし手所所辺等とかう
めて手物を責らきしなるくなりゝを立るの行衛をも白状をへきを仕なきを
こそかく我とせめらるゝなんと申まして笑つ沢湖の流をしかけ色八人ゝ
詞なりうう　東照宮ゲームこびひきを忠義のきしよくいさうとて問教し
有しとぞ今河内家ゝ手孫あり又池田家ゝも有り

一　台徳院殿大田原は書石の禄を賜りし時大田原紀伊を御ゝて退出しける色八郎
秋は兵作付べく見るゝは井上豆計氏正我孫有まして後罪と定らるとて
さゝゝばゝと井ゝを踏有は遣なれを井上ゝうて　東照宮ゝ御ゝ天文年
ゝしかゝるべきゝとひ西太田城は宗孝ゝ九賞罰中ゝゝさとゝ下の為ゝ為の事ゝ
太田ゝ宗孝とハ初ゝうん左田色ゝ身を捨て偽る所なべし其下の悪言を偽る者
なりは為て刑罰討ゝらきしを減し大軍の中まかけ入者ゝ多くゝ分と全くゝ
功を立る有ま者ゝ偽ゝ為ゝ与る様者ゝあゝゝざるゝと
海を以て宗孝軍政者ゝ心ゝゝゝゝなきゝ恭事ゝ基ゝゝゝ海ま
為信ゝ軍あり我三河ゝて池の雑を捨ゝ為ゝ命ゝうゝて嘉て冷ひ信長ゝ勝ゝ色し
海ゝも我ゝゝと思ゝ色ゝ為ゝ我ゝ力と捨ゝ捨ゝ為ゝ捨ゝ
ゝぐゝを為ゝ大喜ゝて鳥ゝ人ゝ為ゝ海ゝ為ゝ海ゝ捨ゝ為ゝ
と思ゝし時物捨ゝ為ゝ詞ゝ為信ゝして問ゝ入りつくゝ思ゝ色ゝ色ゝ走りの者池ゝて
ゝを為し罪ゝゝゝゝ軍ゝを為ん為なゝんゝ心ゝて走りの者と教し捨ゝを通

つけ海々志屋ゆく悦バーといひしかど終に源義流し密よりべき事と今戦国の
時分をぞくるいつ行るがごとくなりて兵法の術とせしかるに後と兼ねて赤さの
船を舎りてひといひしく今太田なる三千石を与つらもとして井上まハ河力を賜し
かそ沼よ賜りてかくとて一左田なる稼と増し給しハ源と流し恢ひ
古徳院殿井上まを海の初よりも春沢純道を初り貴尋の道と為べくうりと
作りて古文字のIIと賜ふ

一

大坂の陣のはじめ天下の諸侍者の和尚と申しし古田織部ハかゝる乱の中まと諸侍の友
とそ有ハこと佐竹陣より弱行ハ和泉佐竹を付て兵らもとるゞやうて作法の
新く這入り男とぬぎつるる物作をし茶とのを林して兵るよ織部流。をきつと
見て此竹とだるよ茶をくるめべき竹やうとて打るとびきそ元ん名るまきんを
るつぶうたての新るを見ゆしは新まめやきさふ〳〵としをと城の内よ見を
見張地をはて打るるあるまとび織部ゞつぶるよハくと為る古田所を流し
天窓をかくるを頂こうとひとて茶はは陽恒主茶中をはて血と為ゞ

見る人数寄茶は仙今なる蔵ひ物やとぞきみきる考て此るを我陣屋を
あひとぞ御一此竹感をを新るべきを人の住茶を和をしるあくう御
うるとをかるを後我陣より御寄たをかるを武士の為を忘るべき
物を男ゝ女ゝ後ハ新を屋をを男と為べしとぞいるをする

一

古田織部正宣勝をを古き孫物の金をとぞ勝るを見ゆゞこころかゝを好まべされゞ
書画やうの色をとかゝことをきうを後をとちあよをの茶具をと為くをこかひや
ぶりを又補ひ繕ゝ関ひゝる世の人皆奥ある事を見ゆそび世を金き物なかう
んとゝ松平伊豆守信綱の賢文大河内金兵衛久源為をかゝの人を云しハ世人ハ少
源をかりて死まべきものゝとひきをその後ハ人罪かりて御せらをしハ人と大
きを為きをいゞで兼てをれ新りるゞと為ゞまいまゝの宝物と申ハゝ
世をの孔しようをて七有形の物皆神物の護持をことを世をを為るらあをを
我一人の為ををゞひををこをなひ為るを必罪神の怪動不をゞきされゞを人を
又身を為くをして為る事を為べうゞとをひきとうゝをを為る金言を為人

の物語し世事一百ッよりてんはなべきまれるや

一 為田年人佐竹右衛門の若と石川主殿助と安宅らを大坂引出をとげたいらの者ら
ちうとも一首の和歌を書て立てり

さくらかりを潮まと舟をそ投よりしたくきさなくとおぼてこそんらり

年人佐竹の不覚と成るるや後陣よりを勝をる働して討死と遂る

一 大坂の城を流石為と城なきを東国勢も攻あぐんで尤くる時は天王寺の島屋は
一首の和歌を書付る

東国者勝を車れとくるそ引とをうをびのもらをび

一 為田利孝大坂の軍に功有て賞を給り却て死しる士のみをと報恩寺と云一宇を
建立し戦死の人の追福させらを月々彼寺に詣し時討死の士の親族を伴
つをしらを自ら香を焚き涙を流して泣く出しまれるを見る人皆人世感の為
死なんと為ちり中おしみじと一回は哭泣しるとて

一 豊長十九年為田孝隆入道祝髪為童くなりて子基の甲斐守をなび海に親
よりをる事為り吾と又海よりをる事二ッ有信て多せん人を吾死なを吾士を
ちをやるふ海ゲ士ちを人をを為ゲ近出を新くべし海死して吾なるくたるぶ縁を大
なるをを為事なをを如水おをしををんをを力を為す士有べうべを人の吾を猛
をるるの海を猛る甚一ッをひは我会双の猛勇の上をを関ヶ原をて石田今猛く
支へををを筑紫を攻をを下紀の名為田力をのて日左と豊の中を猛らんを思ひ
ををを対ハをなる海を指一時変れんとせををめし又某の秋を色をる時度
所あしを水屋所あし兵おし軍を万死をのて一生を遂多多を十全を思意
しをを吋ッをしをよくバ所屋と水屋と兵を見るが如く一ッ為かけの軍戦
するんはをちを海を力為ッて其の事海縁の料を為を大功を為て吋ッ
まじ相面づと云為を城と為を上天を為ッを下面為を至を近一日とをを食為を
を学為ッくらをものを非を面と為しを士卒と強をるの指年一大事時
城のをり必為をへをを為を世面づを形を為ををるをとを為ろ

一 紀伊大納言頼宣ハ 東照宮九男なをををを知を時 東照宮

勝平はあるとして文武の両道をかねたる人なり。
或時勝茂と云備前長光の刀をもて立けさを試るに
切きれて手元にとどまりたる二つになりて倒れぬ
也大なる怪のひとつ那波道円は吳服なるを明る利劍をもつて又かくのごときてこれる人
やあると信じて道円ひそかに吳服を竜泉大阿と中利劍を有之ゆへ人を殺
して楽む人なり寛永第王殿の紂王と中無主なるしまゝに凡ソ人を害して酒色
と思ふ食獣のごとくなる人なるをハ云く日次本て罪人と称しゆを猟多
こそいとしたいと悔る不なくやたりしは頼宣卿ハつと入りたひぬ好て道円を云
てとそ海内中つる不こそ至極の道理なるを毎び試る事有る故に陳
云中つるこれを信じ〻〻と浅うく稲と愛愛有ろう又或時大なる深手なる士大
なる事と就て吾不幸にて良き士ハ有るを知ハ何事を為るなるぬと有しと道
円申て已ゝ目のうゝみて人の苦思と見明らかとハ為めすして人の苦中とハ
何るなるや外孤なる古為を我為ろ人と様をあるなる知恵を富士を

いろ様をと有べきなる人なきとを目のあるぬ所をと亜言しろをつくゝと申せ
ゆをして道理を極せりとて再三感せらるを沖くさきの詞を悔のひるるを又此道
為ゝと千為る語るを我世よりて孤子若の為を死る事有太平の世傳て
死る事ハ古へ〻〻と戒めるへ〻〻と

一

工藤為三宝寺何某と云者ハ那の最有て誅せ一ハを一族大なる怒て死一ハ人と成
し為ゝるを亜江山城寺ハ記へ〻〻を那の罪死を及ハるの事なや有りん亜江山城
二十枚与つゝ跡をと宥めをとるを弥用ひど是非論しなるを亜江と信仰
しろう亜江為ゝ云へ〻も死角を吟入をび手を対亜江知〻〻で信の如くをんを

一族三人捕へさせ地獄を行て逆〻来をと書簡一通封して使を行ケを道を別させ
手書簡を手をろ〻〻のを細ゆて三人逆をるを〻〻ひとく為一ハをろうゆく業長
二年二月七日閻魔王冥官抜為亜江山城寺業績と書ろう

一

無常刀のをと為寺亜江と云或所年人公正或対亜江を紙別を抜ひるる刀
と乞ハ一ゝ後或所彼刀の事と信ろを尾別を死罪人の有一日試ゝるを使く

切色さうき能者事ゝ有り今し又紙ひとさせく場りぬへと云安義昌を事あり
し紙列まて悔く切色さうき怪しき事よりいひしよ湖水おのひ尾列の人の昇堅き
故ごと戯せしを安義聞て笑ひ尾張の士の曉の力弱き故と答へり

一 石谷十郎貞清坪内吉兵衛に向て安義の功名世まるし功名色心をまて功名
を遂く爲き道とかゝ敷へらきよりつ坪内聞てよくこそ問きされ人く
事を聞て神の力を祈八幡と云者と又祈てそ祈ることあり神の力を祈
ものとう吾をいつとし八幡とつの神を利益さんと一筋に思入て爰くあく
きとそこ云りとなり

一 紙屋の秀康公伏見まて国と云時女をそて寄せらきし時鶴よかける水槽の除
敷尺者一さとて鶴の具のよををつ湖湖殊の珠数を拾りる志ばし寄る
時志きうさ湖を流しをつに人し怪しきをこと秀康公今天下を第千万の女あきと
天下一の女と世を参きるをきを世世をる吾天下を第一の男と学いをきびあの女
をさへ為り果ゝるとあくて湖流をるとあ為りる

一 世上る金銀次山るの如し事ら西氏の事
両を求のひを價をなんと言ひ彼金三千両ありて不足なりとなり今の世と大な
お遠ひ南部東大寺のを部を源頼朝公金五十両寄進せんと有をとも其年旱そ
湖ハさりしと云事東鑑を見へし

一 利休の道安茶屋を鶴の一声といふ茶入を売と出て沙を一筋を足為り
ゝる事ありしを利休道具積こつ〳〵秘蔵を事忘入とそ各別を雇
の一声をを為る有ゝそ

一 京の年八月晦日お雲寺殿八大坂の陣の時 神君親を為りゝる者うゝと
氏信を祈て敵死を為る 沙名 白徳公八氏信出雲寺ゝ御死を一
言を祈てをう用を立者を祈をーる者を祈をーる者ゝ仕ひ紙大事なるべしとの御言葉
思召孝隆入道如水宗ケ京の孔の附九列を打年はらとしを為らをし事ハ二すをりの思
きをるて百余を矢負と云旋をあり如水は馬を指て吾は山相を知ゝざるを非ひさを
をと人ハ百物の見をしとををりる人を勝べき者為りし吾云道なゝハ山相をを大なるを

かし山馬の色さびまさて拍ハくびとらをしょそ

一 頼宣公紀伊ゟ松江へ御入国之節ハ特ハて淀ゟ船をつけ陸路を御通行
しゆ扶氏春ゟ麦をひ[illegible]ゟ並へすづ[illegible]ハ郡山へ[illegible]
農民の毎中ハ粮ゟ[illegible]供の者ハ[illegible]
ごと恐あつし此供なりし扶月の長屋の前ゟ[illegible]
ゟ行ゟ[illegible]ゟ水野淀路寺重長一人中ゟハ其ゟ今日殿の所
張ゟ中ハ[illegible]
ゟ殿の[illegible]ゟ水をうちてこと可有ゟ何ぞや麦を[illegible]
て通行とさ[illegible]ゟ寄屋し一重のゟるじの仁ゟハなきゟのしとゟハ[illegible]
頼宣公ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ淀の水主茶とゟるし
ゟひゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
一 大坂の時頼宣公今日のゟゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ扶平ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ今日ゟゟ今ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
の事ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
又ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

一 頼宣公大小屋ゟ宮久弥罪科有之ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

遣ス中上ハ伊豫殿ヨリ久所衆科勘倫ニ[illegible]ヲ所成ル[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ誰ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
奉對ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
伊豫殿ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
くと[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

一 月君[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
海と有之ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
三郎兵衛殿[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
中上ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
由下向ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

船ハ前ニ申上ル通ニ御大名中上ル通ニ船の出され申候ハ
丈夫ニ拵ヘ水主ハ勝色中ハ行ル風波ニ成ると家を流シ船ハ
ひとり中事ニ成ル中上ル程度居ル位ハ其ハ
丈夫ニ成ル船ニ上ル中ハ大身歴々ニ成候ハ
中上ル大身歴々ニ成候ハ
少位有まじくハ御金沙汰ハ流死ハ
御ハ男ハ
大身中ハ
ハ又者雑人ハ紙屑の水と成ル者ハ
船ハ
一
級ハ
ハ
ハ

安藤遠江守殿の事ニて備人ニ比類なき大ニ徳分ニ成り申候ニ付て僅の徳分

一 和泉国岸和田邸長野市蔵ハ市退屈ニ時節柄ニ付如中元市出番ニ付有

田山ハ市歌舞伎ニ市元安長尾白六郎ハ勝年ニ市供の御法なくハ左義所

市つ番ハ元市土ニ長市見付くぐ市読なきニ長尾番ニ為ると

市志あきハ白ニ為ひとトけ市孔中ニくぐハ元日林の拾山弱水の長ハ如やるハ医

作詩等の事を仰ますニ市志ニ方ニ方ニ又つきる時ハ

馬の足のおそ和ハ手ニ方拾を一番ますニ市中ハ

留ると也よと云ハ市ニ為ハ長尾ニ成りの屋けるとも和ハ

感涙を流しるとき

一 日若市勇ハ場ハ市歌舞伎の池ハ為士の山水ハ絵りとと尾拾ひと

雅ニ成よ 笠法の池ハ 新ニつる 五二の ニる拾の 雪の曙

又伊勢西ニ見山ニ歌一ニ成ニとき

一 武士の ニ矢ニる名の ニ見山 ハを第名も 知んとそ知ハ

堀原ト傳ニ者ニ別御家の人也伊勢の国ニ仕ハ剣術ニ名ニ名ニ名ニ光源院殿

の作ニト傳ニ所ニ中御ニる者有ニ一の太刀の極意ニ授(サヅ)くべ一と

人ニ見ハ名ニ彼ハ者ニ或時道の辺ニつ名ニ馬の後ニ乗ニる者の

別ニ成ひら名ニ我の者ニ対ニ者ニ一人堀原ハ堀原ハ成ニの中

ニと御法ニ名ニ成ニ遠ハ長ニ参ニト傳ニ強大ニ驚ニ梅ハ

一の太刀さづくべき者ニ非ニと云ニり諸人世事ニ不審し試ニよ和ニ

き別馬ニ道の傍ニつ名ニ名ニト傳ニ拾て後ニ陽ニ見居ニ成ニト傳馬の跡

ニよ付て乗ニ成ニ者ニ別ハ人ニ申ニ成ニ遠ハ長ニ後ニよ付ニと成ニ梅ハ

世ニの事ニ世の法ハ梅ハ言ニと云ニ長ニ傳ニ成ニて成ハ別ニる者の別ニる者

の名ニ名ハ事ニ利ニ名ニ似ニ成ハ別ニるものニと云ニ年ニ成ニ者ニ成ニ

と乗ニ成ハ者ニ世の名ニ名ハ仕合ニ云ニ世の世剣術ニ成ニ時ニ名ニ仕

合ニて勝事有ニ成ハ別ニ成ハ者ニ成ハ者ニ成ハ一の太刀の後ニ成ハ

ゝる事遥なれども参らせしと云へりとて

一 大坂の役の時秀吉陣所親憲米沢中五の時金瓶にて曰ク元祖相傳の造一領ならて吾もさび色上数度の陣を忘れし事の具足の外軍よハ不苦武者

両御所様を二条伏見より出坂まて家忠の軍兵を以て昭蔵原石垣坂中より西の具足家ハ古ゝ風少しもさげ立る造足若しめるべしいうぐちんと云

金ものを一ものを拾ものさへ忘れの造不持田舎風なもハ外ハ可備造なし常陸を奥ある者まてもしゝ分別こそあるもとて糟糠の装束紙の法被と具足の上ハ為に拵別へ五の内へ大御所様御供なきもしら形なき者ハ陣ゝ武具立ものもし絆地の端に造出来ると云ハ後ものを見あけと上意なりしもう天下のはたとなる御ハ御ハ一き事なし扨又当陸奥世家大坂をも四戒状なれて業へ兵庫の武者ハ見ものゝ見ものゝ見ものゝ

まゐりてゆきたり　扨家康いやく〜おのれが心を尽せあるべき誰がおしへるぞといろ〜
よりの推問あれども実答をもとどめず中せし設はかりあるべきおの色事の虫有の作ゝ中さぞあ
らんとひぬることを多けれども仮ぬ不欲なるもとと作ゝ色大なる袋の中よりおゝ入てはを御
ものゝ封じの印柱は掛させ給ひ事の出有の作は中さぞらん程をいつ迄もかくて
ゆくと作るを不作多ひ中事たゞ中たゞ仏如し夜既は明て後の御食は出さを給ふ御
臺所ハ為くゝ仕はさせ給ひてかを色が御きんをて身の忠一さをあらわし見べし　此千代
殿の作せること中ぞる事殊深く感じ給ひ女房達は作を御うをひ召して
こを給よとて給りてまゐ御るづゝゝを多のごとくなるを給ひて是を給ふ者の程
御目録ゝをもひ又御推宮有しかと涙は詞をかゝべ御臺所ゆるべ云ありしのぞ
さゝぶ向後のるをいまーひべき使まを御ゆるし有ゝ御　將軍家御発所は
向是給ふ色がをの作をおれを之ゝんまを　作千代殿の為は双なき忠臣
まをさゝゝんと涙のぞよろこを給ひしとや

一　坂濃右衛守上を恨ゝ為ゝ事有とを色が為は捕縛し時牧政の人ゝお謀り

坂濃が和となの許はを書まを遊乱の人まを死をのゝるべゝべ事の為後
ざゝんるを思ハぞ海をゝ〜ひを世給をべきるとをゝをとゆをひべゝと御定
ものを時る年多工野外人ゝを向ひ御はおとなが主人は腹きゝちんは彼の為たて
さをのべきやと問ふ人ゝいを親友人の為をを立給ふべきやと答を公純
ゆをてさゝぶ為を摩書下されん事を乞べゝべゝかゝ不臣と罵ちんが為は彼ハ為は
不信ををゆゝを事天下の不知を責べきとも笑ゝべを下の政事を信なりちんハ
をべゝべ惟速ゝを軍略を為を向を謀伐有べき為ゝ何ぞやゝを人ゝの
和ゝ〜とをべゝざるるを述て偽と為ひ天下の風俗ををゞを為べきと
いひしかど農民一変せゝかを正純を連暑叶べゝべとて書加へさりき
正純が他事ハいゝをあを世一言を天下の名誉をといへべし

一　井伊直孝ある時林道春を招請して樊噲が為家遅きと笑ひを先ら矢取の
時ゝを事をあゝべ吾をを噲が下は立べゝべと云を申し道春御ゝ噲ハ猛
多のるを筋目ハ君ををゝるを筋目ハ君ををゝるをゝ一の故の戦は除んで矢石の中を

先驅するのことを常といふべくして先を西ハ八の手にし額を犯して言祖と称
中也し事なり是不ハいふべきの度言を吐き実能自分者ハ嘆き及ぬ
事のあるべきといへども要者愧る色あり是を千頃　大蔵院殿内命家と大名
も相見ものもしたるかく云もしし世を道春一生の格言といふ

一　加賀中納言利常の士不破義三四千石の録をうけ武名を知るもとより生まれ
同じく義三と云甚質直純なれつゝ為ふ為ちなる事多し是を体る人
有るも恨人のとハ云なゝ虚角なるもとするしもとんつざもば又諫めず千時不
破冷笑ひ方先なる所身を出る名我無生死千石さのを捨ら色をとゝ
諫る人色を変じて人の勝者禄の多ハ少るべくして何とて拙き理の不通なる
ぞと云不破云ハ吾と知るなをの知を云ハふを西亡又者を吾をいまゝ小さ
かゝき利得をしするる者とをべくして人のんを入んをかををうを偏ものなる
べくして只守るべき義の一筋し泄武家の分し士の者と忘色されと中要さ
をしてをを遠ゝんかと日夜をのを勤る外更を他事なし衣食の外を好ぶ徒

者と銀銭を用ゐをの日本第一の大富なる加州の士中和と禄用ゝを者多し
くゝべくゝをよ人萬のをゝべやゝ武具の揃ひ整ひる者多ゝ不見
又吾利を絶ゝるるやなゝる便（ヘンライ）ゝるゝ他者ゝ生用し身
を着て弓筆の為ゝををし醜をのるゝ所身を亡又と親ゝき人なし
故かく諫ゝ法ゝ事ゝと厚く絶べ為ゝ故を正論を道をこを数ゝ為るべき
を唯財と見て世を捨ハと云ゝ實の本末ををたゝべるべしそゝ言ハを捨べ
して本末を捨ゝんと為なゝんと者色ゝ諫ゝし人ハを心強ゝしゝゝ

一　経延（モト）寺を宗旨上義光の長老禄一百五千石也宗上の家立て後流義一名ま
寺を為人を慈悲深ゝ人ゝ士三十人属ひゝ各乞食して養ん云古井
大炊助利勝経延を立る石与ゝ色ゝ士人の士を五千石与ゝ各二百五千石し
を分八十人のをを一日ゝ為ゝを養色ゝ一生を終をゝ紙筆を色八十人の
士大を悲傷して一字を遠を人の下給の古河大炊村の経延寺と
ゝを色ゝ

一 秀吉公関ヶ原の軍勝ちて近江の伊吹山よりかくらせしが芳原の白樫材よりバし隠さて有しを遂に西ひて西ゆ薩摩より薩摩なる者ども事無き家羅一等をかたらひて八丈島へ流されける秀家卍和尚の柱を削て書付らるし、

屋敷くくうきの先荷物を浦風の宜きまゝ
千後備前ゆ池田新太郎光政のおもしろるに児嶋の商船風ゆ放さ八丈島
等り秀家九千俵ともなるゝ、て指らるしゞ加々の者ともいとたゞうしゞゆ指て
ゆ指して秀家今物ゆ推らあると問新太郎殿ゆ推ゆ中に誰ゆ事なりんと
宮ひしゞ家老の性名をゆ問て指ゆ池田の家ゆて有るゆ又ゆの城多きゆ減
の北ゆ伊勢の宮と設け置るゞいるゆ今ゆ士の家ゆ一とお
並ひつできてゆと並べ色ゞ拙八世八流りゆ孔世なりんゆ秀吉の城ゆ士とゆ
ゆ玉器ゆ多ゆ士の家ゆ多ゆるゆしきゆその物ゆて世の流ゆる話ゆ
世ゆるゞ

一 忠興のゆ方ゆ大坂ゆて世事ゆるゞゆ思ひきんゆ世ゆ書捨て祝
の中ゆ入らゆし有ゆ

吾ゆて世ゆ新当ゆ沖の浦（仁海）の荒ゆ波風ゆ
といる後島和歌の御製と經毋ゆ書て彼毋ゆ
ゆ指ゆ

ゆ

一 大蔵院殿の御時内府通村公御不審の事ありて江戸南光坊ゆ三度
御出しるゞ新ゆ見ゆ

ゆうゆ御ゆ
ゆ

と御ゆらゆし
ゆ

ゆ

一 古井大炊殿ゆ大上ゆ八松平伊豆守殿ゆ天下の老中役ゆ

まて酒を呑ふ事不可説と侍従殿ゝ大炊殿と心の中にハそれ一生忘れもする或時門
前中に孫なさき神田橋を外へ出の所より向の門脇へ何しの大名の徒士か行きぶりを
たゝく長刀殿ゝ大刀をさしもし店の陽ろう口場の方へたゞ〳〵とさぢろぎ又門場の
陽ろう店の方へよろ〳〵とよろけ出る事ある侍豆守殿を見給ひ是ハよき奉し
大炊殿をこるめ〳〵せんと大炊殿へ向を門脇なさるべし是事なる侍豆歩士と称中ハ
大炊殿称中ハ是を あ也しとゝ云て侍豆殿門前嘗ゆ〳〵下戸の酒よ酔へる様に是者
を迎ひ出ひと宮ひ色ゝ酒名の侍豆殿此拵出うるゝ名ゝく侍豆殿こるめらもるとし
一 依竹侍豆殿義信の門代より上杉弾正殿へ使者を以をるゝ門侍時場ゝんとする所ゝ
上杉殿流中ハ今日を是ハ日まて次第の連歌仕ハ孝ひ然時分出ゝ門厨ゝ百
ゝ遊ゆ〳〵とする此侍竹殿門侍ハ連歌ゝ事と知らざる人ハ多ゝ正直なる人ハ左ハ
遂惑し指出一句不調法者を恨申先ハ〳〵と額ゝ汗を流し漸近傍ゝ指こに情
事武草ゝて何程の大部ゝ重代あれ程遂惑すなるもし若ゝ伝道ゝ長
し所ゝ名ゝ出ゝ何事ゝ道を極ゝ名ゝんと夫ゝ功者の人ゝ侍り事連歌ゝ情ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

いと中に対物等時なりと又はもて間に拙し思とかりてと付ける一句とそれ色に秋の
末の白菊白へ無邪無に能自ら人こと無芒梅を花を色と此句初心者に恥ぶ迷ら
きしーを笑のこ！！ほ上文面目以外とかきさ年弟と部白風入るとかや三日向新
七ぶれ八重智恵雖中りと色花なる色し
市都ふそ色ハ秋くるるあり花実若大臣殿秋の末ハ秋くるるあり花実若大臣殿秋の末ハ秋くるるあり花実若大臣殿秋の末

上らせてふく中後の中と上梅叶医者ゆうく中の牙持中不長生とおもえ中ゆと中ゆれハ掘部殿
なぜまれば紙よりやどされバ手の事ハ世間者下を竹ゆきとおもえ中ゆ行ゆ湯ゆ一入中
中りゆ中ゆれ玉の八ゆ中ゆ者を掘と二重ゆ治ゆ者ゆ中ゆ
掘ゆ中後野信ゆ者掘と長紙ゆ中ゆ不仕ゆと中上ゆ中ゆ掘部殿ゆ行者ゆ千ゆ者ハ医
者ゆ功者ゆ者ゆ者ゆ伝道ゆ者ゆ武道ゆ不功者ゆ武士ゆ者陣ゆ八芝の
上ゆ乱刑中ゆ陳場ゆ掘つめ二重掘掘ゆ行事ゆ者ゆ身をあてゆうゆ
湯ゆ中ゆ者ゆ者ゆ者

大名方ゞ之ことゆゑよりて事し

一 堺浦、賀河浦等至鉄砲鍛冶の事師を存じ古き物の奉もし求めらるもし八尚九軍より英雄の士仕者次信と葬りる時最愛の名文馬と云馬を贈りせらるもし手鞠志波の寺より五一を彼寺の破懐（壊）一ゝ之と修補して鞠と名付ゝ之後多久間ゆて庫と名づる人ゝ多く世事と知べし他の鞠の中より雑ゝ名る程度ゝ上田市年安重と申四る駆法の上手あり手氏類ひろき恵馬のありて人ゝ多勝ひ一ゝ上田付馬より手ゝ鞠を多く奉りたゝ付ゝ名ゝと云しゆゑ数多の鞠と為して見せる上田いと古き鞠を所有して見ることを彼馬より上田と名ゆる者伝来鞠より故あるべきいざみよりて集ゝ名ゝ三浦次郎高と云鉄砲を所し老人は射名四ゝ

一 あて久しき名物の判官の鞠と云ゝ名ゝ上手と世て何とも鞠を多ゝ思ゝ名ゝ名ゝ名ゝ他名ゝ名ゝ八上田ゝ駆法ゝ名ゝ名ゝ思

一 鉄砲の忠亜鉄志あり世ゝ世ゝ加賀の藩田利名を隣国なれど軍の支度せらるもし世の具ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ中二千疋ゝ鉄砲の中ゝ

一 蒲田鉄砲ゝ名ゝ名ゝ名ゝ鹿毛ゝ名ゝ二寸五分あゝ疋ゝ名ゝ大名ゝ旅ゝ数百本立並ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ金報と名ゝ名ゝ鉄砲と名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ

工夫有る色にて柳生は兎角出免と中上りる吉岡が上意有りてくゆきて仕合
の如く掛者負はいくゆきて勝負なるは所にて中はいくゆきけはいく掛者掛者にて
何様なるも門弟の内秘密古伝掛は掛なと掛はとかはとかは色にて押出なるそはへとも唯
今迄仕なとなし物は中は一流と捨中仕なそめ掛者にて下るそれは流弟立
是はへとそ又人さより名人と世業にて中事は型しかうこと掛まて伝付はいくゆく
程の仕中なる吉景又生なる及中に為仕合そ一方負ぬるは有り為なる掛
なれは即時に場明中はは掛まて生なそ門弟と中意なく掛吉景は但し吉掛と中に
為れて中はなるハ吉景は掛者流弟にたしはハ地位まて折付はいくゆく中
為色中さめ中に柳生中なるハ侍と右刀うくなるそれ果てこそて中意なはへ
燈仕まて折勝さきはるハかはゆの上の面唇まてはとはまはなし者とるなりはハ
出花中門弟にて生なくいとて為人退出なるそ後柳生を伝門弟に為伝門
秘密を初りる吉景掛ハ先日の中に為我為不屈なるとおもへくう　公家掛は
伝掛なりてそ面白き事なしとて吉景又ふ為業と中立場は浪人と立去り来へ

ふる町人とは文り日を送りるそこに掛者中様はいの角見物のそ浪中の者とはる
されて諸人樹中の門白洲は集りるそ国へ吉景と折立ふりまりるゴきそ人
八寸の脇ざしは皮袴をそ忘ふりる扱倉国防殿洲国を伝ふりまりしそ見物役
人中人中不作法ふくなるとは作付掛ふりさそ伝付とて吉景ゴあくまを
掛まてふくうる折る吉景一くふ立ざる事なくそうの掛ふりを即時は切伏せ
るそそ吉景といは為こそあそ門弟中と立さまゴ役人そそれ拙務者のゴ
立ると大勝かうるとは見ふ如なはれ付敵くは切出るハ吉景ハ
為るの一ケ所とと不負吉景三人切たとはさそ又まて突手と動くまと為吉
前折為し横為は動る中　警固の所へ為るゴ運の極まや門業地の為中
袴の紐を引ふ一運さ為はふくさゴる事とさせまくく突掛まて御くあさへ大
勝為中は生なる為て縄とそかけふる掛ふ為は血とあやし業代未少の童
罪十類なる死罪とて吉景ゴ老母とは一族本為掛ふる吉景ゴ老母ふるハ
何年月為後は一月為月は為ふ門弟中ふ為事有是孫ひる月為殿ふ為門弟て

[illegible]

仕の事とて、まは因幡の国の[illegible]

[illegible]

天竺とも[illegible]殿中[illegible]

そつむまるるべき[illegible]

[illegible]

六寸[illegible]

[illegible]

[illegible]

以来と略するあり宗能門師範となりて世心を寄せ法を聞き法を
学び唯此義をよりて天人を信じ菩提を法華に帰し人々に説き寄せ法を信ず法華
改宗を喩しかるるや乃ち門徒の人々まで天下の治めを但馬寺に学びてこれを
大体とおもうきと仰らきと少々る宗能年老福重なりしを日を重ねて家を
入らせ給ひき宗保三年三月終を定めたりなりさしかさ猶位の多勝し給
せられ給ひ仰せあげさせ給ひしかや宗能死して後るまでなりて世あるを治
定めべきことを乱とを深く慕ひ給ひしかば諸寺に有祈きるなりし中事を
を酒原山徒の乱法を明しし改元十月百日宗能八有馬会蓮の豊氏の勢を敵乗
ありと仰せしかば家隷等を集め給ひしかば諸寺を集ひ給ひ
ひ給ひ切支丹宗門の逆徒を板倉内侍正追討の御使
を賜りきや内裏内侍と申るは宗能さるなる体まで元の和を調ひ奉しを人々
高て宿所を問るべき事出来ぬ内侍備一説くと云ハんはそうそてるは毎度
事を宗門宗能却を地つけ板倉をいかと問へば遥うるるを
又川海子ゆ一をそ問ひ今を二三里と隔りしとかの能は蒙を及ぶハ引返して御
城を上り通侍の人々を中上ぎ自て何候しかなと申せば能は何為て何
事をかと仰あり宗能答り雑序ありかなれば九州は切支丹宗門の逆徒婚起し内裏
西重昌追討の御使を賜り能は御作と称し押止むべきと存じ遅うけれども遅
つうべ此事申さんなるしと申上るかの為押止んとおもうべきとかなりさんは君を
もてなるこの古民原相繁りかと思ひ給ひや追討の御使に使くこそ宗門を貶て乱る軍
を大事のことのまたは重昌一定討死仕べしいまとなりて止めやと存じかば
とかなるかの御内意を頂じ由発と立ち給ふ宗能程夜みることを退出せば御使
めして又御前に召く重昌討死せべきを御とかなるあまるる宗能されハ無
の道を為を先と為士を死を為ばこそ三軍を死を為ばこそ事ハ古今為將
の習一とする事なれば凡愚の宗門を深く信じ法を堅く守りて死を
身の恥とし百千人死を為ばこそ宗門の敵をこそ滅ぼ
家の武威とかく一向門徒を勝るべ能ハば　天子の命を偽て和平を申しかば三列

の一揆と申す御家の事にて候へ共、大坂の時分重昌年若くして数千万の人を
撰ぶ出一人大事の由使ひ候ふる者なき故ぞ候へ共、討死仕るべきよ何事も
有べき誰か心底を有るべきと思召候ふるなり、人を事の選ひ申すべし重昌
位高く禄を有て多く重き職を司る者なり、人の数ひて申すべし今の重昌
身まで職を改めひなんは西国の諸將いかよりも下知を従ふべきや思ふ恐び改めべ
て申ひなんまで又は出一門の人々にあるべき所花の中重て此討の御使ひ被仰付
べし御家人童昌の面目有て世に再び笑ふ事は申すべきあてふ人とも仕り討死申ひ
申人事御家は情くこそ申べ御家の心底奉て中べきを申れ救一と為りて
いつく迷ひて為り為く押へ留る具一申べ為るべき相と悩る所なく中に色バ仕後悔
の文記へ色さを申ひしかを申ひ給へ給へ思ひ給へ思ひ給へ思ひ給へ思ひ給へ
家来を遣はしひを申ふ人まかくと信りるあや諸ふ家来を計りし事一書とそひ
ゞどくなりしを深計を意ありとぞ申べき

一 井伊直孝六歳の軍に初見二陣をやるまるまめきく侍りを八月を申しい小袖二ツ

と拵へ給へ給へ給

なんとこそいふなり　嚴有院殿の御時の事なり
古への武士をば大用甫の者ばらを給ふ事なりしに関ヶ原一戦
の後諸侯言葉をば代見まゐらせ給ふ事なり　大坂の陣の天井は約束なく若年
年人ゞ勝りる金し見せたまへども英俊まさされまして敵びるゞ大坂冬陣和平の後
集人ゞ子何集程又言葉ゞ御ふまりもしげ今冬そ事ひ見へたのもしたりしとそ
御ふよき馬を求よ望度一といへどもと金三千枚の馬をたのもしたりしとそ
御よとて二人の孫ふ名金二十枚を与へ一と也昔の士風えるべきまゝ

一　金陵の中將正之公の事

台德院殿の御方男まして御ましまもしゞ御ふ豪象
御ふ奥の人ゞを向て人ゝの事ゞ御ふ御ふ小櫃与出名とハる
者ばふ事ゞ二ツあり　一ツ家名ゞ二ツ家名ゞ　ゞ天ゞ命
ぜらるし名ゞと事ゞ中ゞ　ゞ二ツと問ふ名ゞ悔ゞ不のゆとていまゞ
志ゞて問ましゞ御ふ中ゞ名ゞ人名ゞ御ふ名ゞ天の冥加と御ふ一ゞ
と言中ゞ名ゞ又ゞ御ふ問ゞ大名ゞ天性かゝ一ゞ御ふ御ふ長下の名
を馬廣ふ御ふ御ふ御ふ身ゞ中ゞ師や朋友の恩ゞ事ゞと戒ゞ御ふ
ゞ身を着ゞ名ゞ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ大名ゞ御ふ御ふ
さらひゞ名ゞ御ふ御ふ御ふ事ゞ御ふ御ふ山の御ふ御ふ御ふ

いろ〳〵の事ゞ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ御ふ
御ふ御ふ

よりともじ給ふ書山の機微たとへ　爾ふ風をあらしと
と詠ぜしを大納言様御とゞめ給ふの事を聞て感涙を流すの事を詠ずる歟
是ぞ世の俗心成べしとそ世人称賛せしと云々
一
松平伊豆守殿八元来世学問を好給ふ人也学問を好
これを勧まゝに学問を好給ふあり
有るを伊豆殿此者を世間全用ゐる
給ふ勤中の部公事八ゆり世間を世の親を行ふ者をうゝして君を忠と中
世と中なる伊豆殿夫を行ふ者をうゝ伝ふ
ふ行道を親の勤ふ者を対者をそげんと主を能
不忠也使をとゞめ世をとゝ也を雖ふ親の部と口ゞ不孝也をとゞいうゞ
いとゝ云を道と云中部と問ふ公事八中るハをゝ能ゝ中を
ゝ伊豆殿を九ゞ存ぶかけ中次命八を能の者を元来孝行と中事を
不孝と者いふ世ふをとゝ世世渡り中なる者に伝ふ討ぬゞよりゝと中事を能ハ

主を拾中身を命を捨ふ世を自世なるゝ事に依て親の敵有者を
浪人ゝ様ゝ移ゝ中ゝ世を二〇人の者を公ゝ中ふ世ハ孝の世ハ及び
不中ゝ中ゝ世ハ流石の伊豆殿世ゝ中ゝ世ハ孝の世ハ及び
問ふ世人世紀中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ

為孫の心あて古文に曰、国を亡ぼし君の所恩を忘るるは切腹せざる地
を方たそ又一旦発起せるものいかでか主取をもいたし後世の血脈を絶し
陪臣忠を尽べしとて所々切腹して死する日本小国こそ多けれ人をそそのかす
一 天草一揆の徒数有て出張の人数延引あるべき速討伐の為幕府
諸人を指遣はる日本五畿内の後へ指向の後出陣の後出陣の後出陣の後
引取の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後
分別の業じ意とも九役を兼事まて敵に倍く変化に応の後の後の後の後の後
先角中八公儀事とさも先れなく公中なる日本中なる日本中なる日本

一

自ら為すべきいさぎよき所為をもんとせば、六ケ敷あるべきなり、若き人不功名なるべき故を問れなば、上へと不忠なる所を成中なる所を長き事なるべし、あれ辞の小敵は一人なれども命を捨て故後結中りいさましくもんぞ思事出来る多勝く涙き高心入粧忘と欲とするとて武功の人の心入委別なる事と備人感一なる

一 いまくの士敵場、計くなる事忘三といふ事あり勝門を出てより我々妻子を忘るる軍は帰て後我身命を忘る迄功名ありて後褒賞を忘る迄古の武士は世三と

忘る故なる君の為なり出あり親の為なり孝あり親の為なり孝ありて おのづから道義を欠ざるなり至る所沼世のまに公人と世の為を好しなべて公勢のこと為に成るべし楠中将深川

るべ戦死の時賜の和田六郎が忠は代り死代り敵勝を亡さばやと欲ひて考れを正成りなと欲しげもて命とはこと思ひさしとて長遠てうもなりあるを後

領任の所為は忠功とさきしなども恩賞と人なり隆うべ上策の貴とも用ぬ

ぶとざりあらはさは 品きなりは なんなる 千死は帰まを微禄と恵と

まをる言はなく辛は戦死は請しらをもるは 行るるものく 覚悟かくこと有べき

事なるべ亡こと死せを歴まで敵を亡ん敵とのこと思ひつらを申しは那君

の我は委任をるこのくを命のまくはるべれば日本史まと世者を交ら

しく庵の張巡は城の部第うとを記されを志かるは甘露の仏者などはあな

感るし罪沼き安なれといふ武士さん若を志のこ為こなく主君に

為は身を捨きるうの中はあるべき或は曹の孔明は三顧まるて劉備へ

仕へ如く成と初は微きし時大将の任とばし為ひ〳〵あるひなんを元帥の

位は為て長権を極ましべ思ひ国は軍をとどるべきを千寿かるくく微

敵きし強は備軍と統て下がする事こと国外の制を行ふことあるを伝り

叶ざるしを海り多きつべ武と云ひ八君命まくてこのなるべしとしるる

あるまひあるべしらば君と要人とこを中なるべし且剛偏は始ノ履を作り

一年人なれば孔明はあるく年君長の恩義なし三顧を為しとを理りを

年ノ今日人長とあり君の為を会ひ為のうら要の大事は帰ぐ我を大将まを

かしみひなべ命は捨ひ行るべしれなくいなみまるなどく和を校ミ中さん

取と変ぜざる志の徒なべし近ごろ楠石論などゝて正成朋輩太平長離の事論ずいろひ
るゝとの世なれば一ぱ元治弱よりて孤忠の事を評論ちんまを何程といはるべしを
人ごとゝて千傷く所つく千事を牧なん時を一日を孤城に嬰て日本国中を引受て
軍を始ることあるべき夫古今忠義の士多なるべしといへども危難に遭て分命
を顧ず義傷く陣ぐ潔く討死せし人後後の世に感字せるをあべし西土にても関羽の
祠廟を天下に編く孔明をさとなきを見よ敵死もとゝ容易ことなるべきー
忠義節操日月とともに光りを載の下生ぶ如く千人を仰慕るを何ぞ浅見
氏遺言講義 後醍醐帝隠岐国に北狩あひしに官軍悉く逃散て
誰を怙を何を期べきとなきを四海ひとり義勇して利害のあるを忘れ志を
屈せらるべきことを期なるを中臣鎌足しの用武草創の時天下一統同心進退
せるを伯夷叔齊のごを首陽山に餓死せしは西王母なる百世の下千人を感ずる
凛乎として身のそよぐを見へるを天性人の素質に感ある訳で日本詩

摧梁田邦美の詩

黄鉞風生鋏長飛　楊憐戎士媿戎衣
華山佗日春烟緑　不及首陽嵩畔薇

いとゝ楠公父子兄弟相結て忠貞を篤く節義一つに輩る所謂戦場
おて忠三あるのみあるべき年世士なる者世禄を受け妻子を保ちていう能の資産を
稜行するを学ぶ武義の職業を勤く手理を明て手道を尊ぶを忠孝れ
廉置を施し平生に大日事あるの時を陣を伐ん事を思の恩徳を報ひ
ものべきものべんを身をさーなるべきを大なるべきくいなるべきーに
事の時を脇を所金の係役を世上一統を出て武侯をかるを書ひ世
ひをおの方者と心ばを手身さへ散官用職を簡選る事あり伊勢氏日
主将重鉛と称番されど世士貪寵して利欲の情絶り偏使の志なる
ものを武具の修復を怠ものを使ひ武備の基し各番を武備の害と
使ひと各番の兵制明をひへし凡士ちん者を武具の外を各賜
闕ても無なべし然日陣力あるべし具足武備ひをし化日事を陣で備を武番を

求んとしてもこの世の物は暴安りなるべし 陣器を室家に設け部けば太平の時それは心
もちもく物なるものなり又馬の口取中るなど八郎場にも被着板のごとく
具足のなり及びと為て不仕 矢石刀鎗の中へ何ぞ具足を穿ぎて働くべ
き皮具足豪具足などと製(コシラヘ)造べし後世は物なる紙甲を水に濡せば鉄砲を防
くは是なり但世紙なれば高(ニセ)價にて鎧とし人を欺くものあるよく賞(メキ)鑑し
給ふべし 仁義礼の堅剛を捨て矢石にも遠らぬ鎧などをいつまで
きく新安の間は和藁人を小物にして弟子を横行せるは甲冑の用意な
きを知るなり関ヶ原に和藁人の若くして十年前までもちねばしば
砲流出てから重きものを着て働不自由はなはだしきなり
今程は東海に作る木綿人道曰 勇士之剛戦場以善具為先 甲冑
為軽薄 弓箭者短小也是為故實 とあり 信玄木綿の鎧を用ひ鳥流
の名さへ知らざりしなり 新言あり 牧野卿義孝の若年にて士風の実流を
知るべし 嘗て紅毛人の言に会へるを見るべし 鎧を試なるべ

むさとしたるものなり

徳川実紀 巻之六 終

原本番号 24440 号
昭和 13 年 7 月 31 日

b
175